建設委員会記録

開催日時 平成29年12月12日 (火) 13:03~16:45

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

乾 浩之 委員長

田尻 匠 副委員長

田中 惟允 委員

清水 勉 委員

太田 敦 委員

国中 憲治 委員

新谷 綋一 委員

粒谷 友示 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 山田 県土マネジメント部長

金剛 まちづくり推進局長

西川 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議事

(1) 議案の審査について

議第70号 平成29年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(建設委員会所管分)

議第72号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(建設委員会所管分)

議第78号 道路整備事業にかかる請負契約の変更について

議第79号 流域下水道事業にかかる請負契約の締結について

議第80号 奈良公園施設魅力向上事業にかかる請負契約の変更について

議第81号 財産の譲与について

議第86号 奈良県第二浄化センタースポーツ広場の指定管理者の指定につ

いて

議第87号 大渕池公園の指定管理者の指定について

議第94号 奈良県住生活ビジョンの変更について

議第95号 平成29年度奈良県一般会計補正予算(第4号)

(建設委員会所管分)

報第30号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について

損害賠償額の決定について

(建設委員会所管分)

報第31号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(建設委員会所管分)

(2) その他

く会議の経過>

〇乾委員長 ただいまから、建設委員会を開会します。

なお、水口営繕課長の代理で笠置課長補佐が出席されておりますので、ご了承願います。 本日、傍聴の申し出があれば、20名を限度に入室していただきますので、ご了承ください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了 承顧います。

それでは、付託議案について、県土マネジメント部長、まちづくり推進局長の順に説明 願います。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にて説明、報告願います。

〇山田県土マネジメント部長 それでは、私から定例県議会の提出議案について説明させていただきます。大きく3件でございます。補正予算、提出条例、契約等についてでございます。

1つ目の予算ですが、平成29年12月定例県議会提出予算案の概要により説明します。

2ページ、事業概要、1、台風21号等による災害への対応、上から4つございます。 公共土木施設災害復旧事業、河川災害関連事業、災害関連緊急砂防等事業は、全て台風2 1号で、河川や土木の公共土木施設の復旧工事に要する費用でございます。2つ目の災害 関連事業は、1つ目の公共土木施設災害復旧関連事業の要件に該当しないものを拾っている形です。災害関連緊急砂防等事業は、砂防、地すべり、急傾斜の各対策工事を緊急的に 実施する事業でございます。

4つ目の砂防指定地における行政代執行は、台風21号で生駒市西松ヶ丘の住宅地に隣接する砂防指定地において、無許可盛り土の一部が崩壊したために、行政代執行に対する対策工事の内容を変更しています。

続きまして、5ページ今、申しました各事業の繰越明許費の補正でございます。災害関連緊急砂防等事業の適正な工期を確保するため、繰越明許費の補正をお願いしています。

次、6ページ、先ほどの災害関連で申しますと、一番上の河川災害関連が、工期が長期 にわたりますので、来年度以降の債務負担行為です。

下の2つは、公共土木施設災害復旧工事と砂防指定地における行政代執行で、いずれも 適正な工期確保のために期間と限度額の変更をお願いしています。

第二浄化センタースポーツ広場指定管理事業は、公の施設の管理を複数年指定管理者に 行わせるために債務負担行為をお願いするものでございます。

7ページ、給与改定に伴う増額ということで、追加提案になります。人事委員会から勧告がございまして、給与の改定をお願いしていますが、表の9億8,790万円余りのうち、県土マネジメント部、まちづくり推進局に関するものは4,826万円余りでございます。補正予算について、以上です。

続きまして、12月定例県議会条例説明資料により条例の説明をします。

1ページ、奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正するものでございます。県 土マネジメント部に関係しますのは、要旨欄の1の(2)不動産登記法に基づく登記の嘱 託に係る知事の権限に属する事務を関係市が処理することとすると書いています。具体的 には、市町村長が行います一級河川の工事または維持に係る不動産登記法に基づく登記委 嘱について、市町村長、市町村から申し出があれば、事務の権限を市町村に移譲すること を考えています。具体的には、大和郡山市と橿原市で調整しています。こうすることによ って、工事完了から登記まで一連の手続が、市町村が一体的に行うことが可能となりまし て、事務処理の効率化が図られることとなります。 次に、契約等に関してです。平成29年度一般会計補正予算案その他36ページ、道路整備事業にかかる請負契約の変更について1つ目が一般国道168号辻堂バイパスの上部工の変更についてでございます。これは、今年度の供用に向けて、現在橋りょうの上部工事を進めていますが、労務単価の上昇に対応するために、記載のとおりの契約金額を変更するものでございます。

2つ目、一般国道369号香酔峠工事でございます。これは、現在のり面の掘削工事を 進めていますが、掘削土量の増加に伴いまして、記載のとおり、工事期間及び契約金額を 変更するものでございます。

次に、37ページ流域下水道事業にかかる請負契約の締結ということで、第二浄化センター水処理高圧受変電設備等更新工事は、第二浄化センターの下水処理設備を動かすのに必要な電気を供給する設備のことでございます。既存の設備が古く、34年たっていますので老朽化が進んでおり、新たな更新を行うものでございます。

次に、44ページ、これも下水道の案件で、奈良県第二浄化センタースポーツ広場の指定管理者の指定についてでございます。地方自治法の第244条の2第6項の規定により 議決を求めるもので、指名の相手方はサンアメニティ・Real Style共同事業体 ということで、平成30年4月1日から5年間の指定でございます。

次に、58ページ、地方自治法179号第1項による専決処分の報告でございます。県 が管理しています国道や県道の管理瑕疵案件についてで、具体的には60ページ、61ペ ージに記載の表の9件が、県の管理しております道路での道路管理瑕疵事案でございます。 内容を簡単に申し上げますと、落石に乗り上げた、落石による自動車の損傷、落木といっ た自動車の損傷事故について賠償するものでございます。

次に、62ページ地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告で、県土マネジメント部に関する事故の報告でございます。63ページの6番と65ページの16番の2件が県土マネジメント部に関する事故でございます。2つ合わせますと20万9,692円になります。それぞれの事故概要、損害賠償の相手方、賠償額、専決年月日は記載のとおりでございます。

県土マネジメント部所管の12月定例県議会提出議案の説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いします。

〇金剛まちづくり推進局長 12月定例県議会提出予算案の概要、6ページの債務負担行 為補正追加、大渕池公園指定管理事業です。公の施設の管理を複数年指定管理者に行わせ るため債務負担行為の設定を行うもので、まちづくり推進局が所管します大渕池公園につきまして、記載のとおり期間、限度額の補正をお願いするものです。

続きまして、平成29年度一般会計補正予算案38ページ、議第80号、奈良公園施設 魅力向上事業にかかる請負契約の変更についてでございます。請負契約名が(仮称)登大 路バスターミナル新築工事(建築工事)でございます。現在、建物の基礎工事また鉄筋工 事を進めております。今般労務単価の上昇に対応するため、記載のとおりの契約金額を変 更するもので、780万円余の増額になっています。

39ページ議第81号、財産の譲与についてでございます。平城宮跡内に県が設置して おります平城宮跡南門のトイレ休憩所につきまして、国営平城宮跡歴史公園内における利 用頻度が高い施設ということから、平成30年3月24日から国土交通省へ無償譲渡し、 管理していただくものでございます。

次に、45ページ、議第87号、先ほどの大渕池公園の指定管理者の指定についてでございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものでございます。 指定の相手方は青垣協同組合グループ、指定の期間は平成30年4月1日から平成35年 3月31日までの5カ年となっております。

続きまして、57ページ、議第94号奈良県住生活ビジョンの変更についてです。奈良 県の県行政に関する基本的な計画などを議会に議決すべき事件として定める条例第3条の 規定により議決を求めるものでございます。

お手元に奈良県住生活ビジョン(改定案)概要版と住生活ビジョンの本体もお配りしております。

奈良県住生活ビジョンは、県の住まい、まちづくりの基本的な指針として、別に奈良県住生活基本計画を定めております。その基本理念の実現に向けて、県として特に重点的に取り組む施策を推進、計画的に進めるための奈良県独自のアクションプランが奈良県住生活ビジョンでございます。

奈良県住生活基本計画を改定しましたし、また、社会状況の変化も踏まえて、今般見直 しを行わさせていただくものでございます。人口、世帯の減少、空き家の増加などの状況 の変化と、有識者の委員会での検討を踏まえまして、3つの方針がございます。1つは、 住み続けられるまちをつくる、2つは、住まいを必要とする人を支える、3つは、良質な 住まいづくりを進めると、これを3本柱として課題解決へ向けた方針と具体的施策を取り まとめたものでございます。 まちづくり推進局所管の提出議案は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

〇乾委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については後ほど質疑を行いますので、ご了承願います。

○清水委員 質問をする前に、今回台風21号で被災された方はたくさんいらっしゃいます。速やかに予算を組んでいただきましたことに感謝申し上げます。

議第78号、工事の変更についての契約2件について、各番号ごとに質問をさせていた だきたいと思います。

まず、番号1の国道168号の辻堂バイパスについてですが、額の変更が2,494万 1,520円増額になっております。これにつきましては、工事請負契約書の第25条に よるものだと思うのですが、第25条の規定の12月という規定が第1項にあるわけです から、この1項に該当せずとも増額ができるという話を伺ったのですが、その中身につい て、詳しく説明をしていただきたいと思います。

○松田道路建設課長 辻堂バイパスの堂平大橋上部工の変更でございますが、今回インフレスライドの変更で、建設工事請負契約書第25条第1項でございます。第1項は12カ月たってからとなっていますが、今回インフレスライドで適用しておりますのが、契約書の第25条第6項の適用でございます。第6項は、予期することのできない特別な事情により、工期内に急激なインフレ、デフレが生じ、請負代金が著しく不当となったときは、請負代金の変更を請求することができるということに基づき、今回変更を上げております。

○清水委員 第25条第6項に該当ということですけれども、予期することのできない理由というのが理解ができないのですけれども、まず公共工事設計労務単価について調べさせていただきました。平成27年以降、平成28年、平成29年を見たのですが、それぞれの労務単価の上昇率は数%、1割も行ってないのです。当該工事の中で、考え方の基本的なものをもう一度確認したいのですが、労務単価は、例えば、橋りょう特殊工や橋りょうの塗装工など、その他もろもろありますけれども、特殊工事にかかわらず、全ての工事がこのインフレや物価スライドに対象になるのかについてお伺いをしたいと思います。

○松田道路建設課長 今回のインフレスライドでございますが、平成28年2月から適用 します公共工事労務単価に伴います建設工事請負契約書第25条第6項を今回適用してい ます。平成28年2月1日現在の新労務単価でございますが、これの決定に伴いまして、 平成28年1月31日以前に契約を締結した工事につきましては、契約書第25条第6項 の運用で、これに基づく対応が可能となりますので、労務単価の特殊な部分だけを捉まえてということではなく、労務単価全体についての適用でございます。

- **〇清水委員** ということは、奈良県が発注している工事、その該当期間のもの全てについて該当するという考えでいいのですか。
- **〇平塚技術管理課長** 労務単価の改定に伴いまして増額となる部分につきましては、全て の工事が対象と思います。
- ○清水委員 ということは、たまたま本件については、議決対象だからわかりますけれど、 議決対象外についても当然変更の対象の工事があるということですね。

では、変更対象の工事が何件あって、総額でどの程度が変更対象になったのかはわかる でしょうか。

- **〇平塚技術管理課長** 全ての工事につきまして幾らかという部分は、今、資料を持ち合わせておりません。
- **○清水委員** 総額が知りたいので、当然補正予算の中で処理をされていると思うのですけれども、件数と中身、期間の対象になった工種ごとについて、ぜひ委員会に提出をしていただきたいと思います。議決対象だけが表に出るということではなく、先ほどのご説明では第25条第6項に当たる全てについてと理解をしますので、よろしくお願いします。

次の番号2、香酔峠について、工期の変更と額の変更が行われております。特に額の変更については、約6,200万円余の増額。説明では、土工数量が変更になったと説明をいただきました。

まず、確認をしたいのですけれども、現在のその工事の進捗率は何%ですか。

- ○松田道路建設課長 当該工事は、工種といたしまして、掘削工とのり面工等が入っています。今具体的な進捗率は持ち合わせていませんが、掘削はおおむね8割から9割ぐらい進んでいるかと思います。掘削をしてのり面を切り取ったところから、上から順々に下がってくる逆巻き工法で進めております。掘削の終わったところから、のり面工もあわせて施工を進めている状況でございます。
- **○清水委員** 大体 8 割ぐらい終わっているということですが、今ご説明のとおり、掘削工とのり面工、その他、附帯工が若干あるかと思いますが、工種としてはこの 2 つしかないわけです。その 2 つしかない中でこれだけの大きな額が変更になったということですので、入札時に応札された企業から、土量の算定についての質問等はなかったのでしょうか。
- **〇松田道路建設課長** 入札時の業者から、土量に関する質問はございませんでした。

○清水委員 ということは、工事が進んでいく途中で何らかの協議事項が発生して変更されたと思いますけれども、資料を見させていただきますと、7月時点で既に土量の増加が見込まれていたと資料には書かれております。議会に対しての報告の中身ですけれど、当然細かい数量を算定するのはなかなか難しいと思いますが、7月にわかったものを、なぜ12月に変更の対象として、額が確定してから上げるのかというのが、少しおかしいのではないのかというのがまず1点。こういう見込みがあるのであれば、変更の対象としてこういうものが出ますということは、速やかにその変更を報告すべきではないのかと考えるのです。この点についてはどうですか。

○松田道路建設課長 今回に至ります経緯を申し上げますと、7月末の段階で、現場で掘削を進めておりまして、掘削土量と現場の工程について、工程のおくれが生じていることがわかってまいりました。それ以降、8月上旬に受注者から監督員、県に対しまして、掘削土量は計画どおりであるが、現場の工程におくれが出ていると、設計図書に示す掘削土量と実際の現地の掘削量が乖離しているという申し出がございました。その後、現地で監督員が現地の調査を行いました。その調査結果に基づきまして、内部の委員会の中で審議を諮りまして、9月の中ごろに調査結果を請負業者に通知をさせていただきました。

その後、変更金額を算出いたしまして、県庁内での変更手続を行いました。議会前の1 1月に仮契約を結ばせていただいて、今回議会へ上程させていただいたという経緯でございます。

○清水委員 先ほど申しましたように、工種として、掘削土工とのり面工の2つしかない。当初から数量についての精査の中身が間違っていたのではないのかという、そんな思いを持ってしまいます。普通、請負工事の入札をされる場合、全てを変更することはあり得ない。先ほどおっしゃった賃金や物価スライド情報については、いたし方なく設計の変更の対象になろうかと思います。そもそも発注時点で発注者も受注者も見逃していたものを変更の対象にすることが、随意契約で増額しているのと余り意味が変わらない。随意契約は基本的にはできませんし、250万円という限度額があるわけですけれど、それを飛び越えて六千数百万円の随意契約の形になってしまうという今回のことについて、かなり大きな疑問を持ってしまいます。なぜそこまで発見できなかったのかというのはどうですか。
○松田道路建設課長 これまでの、今回変更を上げさせていただく経緯を振り返ってみまして、私も自分で考えてまいりました。今回のこのような案件につきましては、発注する前段略で、今回曲線の重心の延長の補正をさせていただいておりますが、曲線による影響

も踏まえて、土量がどのように変わるかも、ある意味その現場を見て、想像力を働かせな がら曲線による影響を踏まえた土量と今回の設計の土量の比較検討を行うことも必要であ ったのではないかと痛感しているところでございます。

○清水委員 反省いただくのはそれでいいかと思うのですけれども、原因がどこにあったかというのが一番問題だと思います。それぞれ請負契約書の中には変更条項が記載されておりますので、建設工事の請負契約書の第何条に基づく契約の変更と捉えたらいいのですか。

〇松田道路建設課長 建設工事請負契約書の第18条がございます。条件変更等の第1項 第4号でございます。工事現場の形状等の設計図書に示された施工条件と実際の工事現場 が一致しないことに伴うものということで変更を上げさせていただいております。

○清水委員 第18条の第1項第2号に設計図書の誤謬または遺漏があるときというのが ございます。そもそもその数量を間違って発注をしたというこということではないのです か。現場の条件は何も変わらないではないですか。例えば、掘っていったら岩盤が出てきたなど、調査していた内容と違ったものが現地にあるということでは現場条件が変わった なら理解しますけれども、さきほど言いましたように、単純に数量が間違っていたということで、設計の変更を認めること自身が、どうかなと思ってしまいます。県の技術力が低下しているのかどうかわかりませんけれども、もしくは発注したコンサルも見逃していた のかもしれません。6,000万円という大きな額の変更ですけれど、随意契約にも当たるようなやり方が正しいのか非常に疑問を持ってしまいます。

契約書の第30条の規定によって、数量等の変更、設計書の中身そのものを変更して、 額の変更をできるだけ抑えるという変更をしなかったのか。工区を縮小するとか、工事の 中身を変更するという作業もできたと思うのですが、それができなかった理由は何ですか。 〇松田道路建設課長 契約書の第30条は、請負依頼金額を増額すべき場合であるが、予 算制度、予算の制約等、増額できない場合、かわりに設計図書の変更を行うことができる という条文でございます。

今回の工事は、掘削工とのり面工の工事でございます。のり面工は、吹きつけのり枠と 鉄筋挿入工を行っていくものということで、掘削を行いながら、だんだん下へ下がってい く、掘削を行うに伴いましてのり面工も行って、のり面の1段ごとに掘削とのり面工を繰 り返す工法でございます。

掘削に当たりましては、1段ごとに設計勾配で掘削をして、のり面工で押さえるわけで

ございますが、計画の深さまで掘り下がらずに、例えば、その途中の土砂部で、小段と小 段の間で工事を打ち切って土砂の状態で置いておきますと、降雨等による土砂流出の危険 でありますとか、下流には道路や田畑等もございますので、下流への影響と土砂流出の危 険もございます。今事案につきましては計画どおり掘り下げる形で考えてございまして、 分離発注をすることができないということで増額変更をお願いするものでございます。

○清水委員 説明資料を事前にいただいたのですが、掘削土量の増加を 3 段目に書いていただいております。標準的な断面図を見ますと、上部が土砂で、真ん中は軟岩になっています。それから、最終的な道路の掘削に至るという数量の出し方をしているのですけれども、この途中は軟岩ではないですか。軟岩の程度がどういうものかは、現地を見たわけではないので承知しませんが、普通であれば、この軟岩の掘削ボリュームを抑えて変更設計の対象にするべきだったと思うのですけれども、その辺の見解についてはいかがですか。

○松田道路建設課長 事前のご説明資料等で、土砂の下に軟岩という横断を入れているかとは思いますが、現地の切り取りをしておりますカープ区間につきましては、もともとあの急勾配で登板車線等を設置するという現場で、山も道路方向に傾斜をしているところでございますので、岩の出てくる度合いも断面で変わってまいります。説明用に入れていますのは、下のほうで軟岩が出てくる断面かと思いますが、土砂がある程度下のほうまであるというところの断面もございますので、掘削とのり面工を一連で行うことで安定を図る、下流への土砂流出の危険を避けるという今回の変更に至ったところでございます。

○清水委員 少し苦しい答弁かと思います。たまたま今回台風21号もあり、大雨も降ったので、処置としては結果として間違ってなかったのかという気はしなくともないですけれども、ただ、当初から見込める数量の変更を対象にしてしまうこと自身が、一般の県民目線からすると、奈良県はどのような工事の発注の仕方をしているのかと。6,200万円も増額するような見落としをする、その程度のレベルなのかと疑われかねないと私は思います。

今後の方針についてどうされるのか、山田県土マネジメント部長からご答弁いただきた いと思います。

〇山田県土マネジメント部長 今回の事案で、県の技術力不足や事前調査不足が影響しているのではないかと非常に痛感しております。

今、事務的に指示していますのは、今回の事案もそうですけれども、過去の事案で一番 変更率が高い工種で、そのときに、どういう場合に変更しているかというデータも持ち合 わせていないことがわかったので、まずそこをさかのぼって調べてくれと。単純な土工で 出たのは、余り過去にさかのぼると、この土工の記録はないのですけれども、それが橋り ょうでもトンネルでも同じだと思いますから、まずそこをしっかり調べてくれと。その上 で、そういう場合に、ボーリングなど、どれぐらいのピッチでやったらいいかというのは 非常にコストがかかりますけれど、まずそこをしっかりさかのぼってみるところから始め るようにしたいと思っております。

〇清水委員 今、議案として上がっていますので、反対するつもりではございませんけれ ど、やはり今後のことを考えると、相当ふんどしを締めてもらわないといけないという案 件だと説明していただいたときに思いました。

先ほども申しましたように、単純に変更の対象にしてしまうと、随意契約とほぼ変わらないのです。そうすると、うがった見方をすると、何か業者となあなあでやっているのかみたいなことにもなりかねないわけですから、そこはよほど注意していただきたいと思います。今後こういう変更がないように、ぜひ部内で、局内でも一緒ですけれども、きちんと議論をしていただいて、こういう対象工事があるときは、どこまで目を光らせばいいのかということが大事だと思います。時間のない中で担当者の方は必死になってやられている。コンサルともいろいろな協議をされていると思います。最終的に上がってきて、設計書を見る。当然下から順番に上がっていきますから、係長が見る、補佐が見る、主幹が見る、最後、局長、部長が見るというところまで行くわけでしょう。そのときに、やはりこれはどうなっているのかということは、それぞれで問うべきだと思います。これは大きい反省点だと思いますので、しっかりしていただきたいと思います。

ご注意申し上げると同時に、先ほどお願いしました、変更の数量全件について資料を出 していただいて、どれぐらいが対象になるのか見させていただきたいと思います。ぜひ委 員会に提出していただきたいと思います。以上です。

〇川口(正)委員 私は今、清水委員の指摘の案件と、期せずして同じ疑問を抱いた。そのことについては先般の南部・東部地域振興対策特別委員会で問題を指摘した。そのことときょうは委員会が違いますから、この委員会できちんと申し上げておかないといけないということで、あえて発言をするわけです。

率直に言って、今、行政的には想定外という言葉は使わないようにしようということになっているでしょう。現場は変わらない、変わらないです。変わらないのだから、想定外はあり得ない。私が申し上げたいのは、あなたたちは自分たちの立場もあるので頑固です。

謙虚に対応しなさいと、私は申し上げたい。守ろう、守ろうと、頑固にやるから、いくら でも疑問が膨らむわけです。疑いたくないけれども、最後に清水委員がおっしゃったよう に、業界と何か裏でもあるのかと思っているわけ。今、いろいろな公共事業の発注に対し ては、入札の制度がいろいろあります。小企業者に対してはいろいろな注文をつけて、総 合評価方式という形で発注をする。えこひいきはありませんと言われても、私は疑いたい。 だから、とりわけ、大きな事業だったら大ごとや。いろいろな技術者がたくさんいるわ け。県にも、課長をはじめとして、担当者は技術者でしょう。小さい業者は技術者が少な い。小さい企業に対しては、総合評価方式で、勉強してもらうと。落札する側は、この事 業費ではとてもやり切れませんと。不落というのはたくさんあります。そういう目という のは大事、心というのが大事です。熟練者ばかり集まって、結論を出して、落札までした。 それで途中で変更と、いうことでしょう。それはおかしいではないか。どうあってもおか しい。私もこだわりではないけれど、やはり謙虚に、いろいろな事柄にかかわって、改め るべきは改めないといけない、いろいろな指名入札、落札にかかわっては、改めるべきは 改めないといけない。大手はやわらかく、親切に、小事業者に対しては厳しく。これでは いけないのではないかとずっと指摘し続けてきたわけ。このことを一つの教訓として、私 が申し上げていることを改める気はないか。県土マネジメント部長、一度、改める気はな いのか、検討する気はないのか。今まで検討してきたのだろうと思うけれど、頑固に頑固 にきょうまで来たわけ。いやいや、違いますというなら、ここできっちり解決してみなさ い。川口委員、あなたの言っていることは間違ってないですか、県のやっていることは正 しいと。

しかも、奈良県方式は、奈良県ともう1県あるだけではないの。他府県はやってないのだから、他府県はやってない。やっていないところは問題は起きない、やっているところに問題が起こるわけや。私は疑い続けるわけ。この指名入札にかかわっては、私はこだわる。どうですか。

〇山田県土マネジメント部長 前回の南部・東部地域振興対策特別委員会でもご指摘いただいておりまして、念頭にございます。

今までの事務的な経緯を申し上げるのは本意ではないですけれど、私も7月に赴任して まいりまして、この案件が内部で決裁する中で、非常に時間を要しました。結局は、業者 に必要以上のお金ではなく、適正なお金だということで、決裁は確かにしたのですけれど も、事前になぜそれがわからなかったのだという部分は、自分自身、まだ来て月が浅いで すが、非常に疑問に思うところがございます。そんな中で、さきほど申しました、もう少し事前に見通しを立てるために、いろいろ過去の実績を勉強したり、もしくは私自身もいろいろ話を聞く中で、もう少し、きちんと見るようにしていく必要があろうかと思っています。

いずれにしても、企業の大小というのももちろん含めて、技術力のある会社がもう少し きちんと評価されるように、直すべきところは直していきたいと、私自身の取り組みから 始めたいとは思っております。

〇乾委員長 よろしいですか。

○国中委員 南部・東部地域振興対策特別委員会でも、同じ問題が岡委員から出ました。 清水委員、そしてまた川口委員から出て、討議は皆さんしているのですけれども、私も違う立場、視点で質問しますので、お答えをいただきたいと思います。

私は、この問題は明らかに設計ミスと思っています。どこのコンサルかわからないけれども、土木技術者にそれを見抜く力が全然ない。その当時の道路建設課長は、設計をしたときの、現場のカーブを見に行ったのか。登坂の道路を拡幅するということだから、当然カーブです。図面を見させていただいたら、中心線が赤点になっているわけだけれども、やはりこのぐらいの土量は必要だと。これくらいのカーブは必要だというだけの技術力と、その当時の洞察力が一番大事ではないかと思っていますけれども、道路建設課長以外のどなたか答えてください。

〇森本県土マネジメント部次長(技術担当) 技術担当次長ですのでお答えさせていただきます。

今回の案件は、県の当初のミスではないかという議論がありました。県の基準では、半径が50メートルより小さかったら補正しない、50メートル以上だったら補正するという基準があるのです。今回の場合、10万立方メートルという土を出すいうことで、計算しますと1万立方メートルぐらい違うということはありました。ほかの県の基準を見たら、土量が大きい場合は、別途考慮しなさいと書いている基準があるのは事実です。奈良県の基準は、それを書いていなかったというのが1点と、県の発注では、この位置にこれだけの土が要るという発注をするのですけれど、それとあわせて、県の場合は10万立方メートルの土をどこへ持っていきなさいという発注をするのです。実際切ると10万立方メートルでは追っつかないとなったとき、やはり適正な土量でやるべきだということで、今回変更を提案させていただいています。

当初の10万立方メートルの土を出すのに、カーブ中だったら土量が著しく違うというのは、当然それを想像して、カーブの補正をすべきではないかという議論がなかったらいけなかったと思って、それで10月に通達も出すようにしています。

確かに国中委員がおっしゃるとおり、我々の技術力不足というか、見込みが甘いというか、基準に基づいて淡々とやっているところはあると。実際の現場を見て、ゆっくり考えるというのがすごく必要ではなかったかというのはすごく反省しております。

- ○国中委員 資料を見させていただいたら、例えば、木の処分ということで1,100万円増額になっています。処分という方法をどうしたのか。廃棄物にしたのか、それとも有価物として処理したのか、聞かせていただきたい。
- **〇松田道路建設課長** 建設副産物でございますので、木を再生します再資源化施設に運搬 しまして、そこで処理をさせていただきました。
- ○国中委員 そうしたら、有価物としてだから、収入がいくらかあったのか。
- 〇松田道路建設課長 収入はございません。
- **〇国中委員** どこへ持っていったのか。
- ○松田道路建設課長 木の処分を受け入れております再資源化施設に。
- ○国中委員 そうしたら、木の処分は、マニフェストがあるの。
- **〇松田道路建設課長** 木の処分先からは、マニフェストを出していただいております。
- ○国中委員 有価物であれば、当然代価を求めるべきと違いますか。山田県土マネジメント部長どうですか、それぐらい補正というのは、精査すべきと違うかと思っています。予算書を見させてもらったら、例えば福祉だったら単位は1円です。ここは千円単位や。もうそれだけ公金として金銭感覚がないのと違うか、どうですか。

皆さんも予算書を説明するときは、何千万円余です。そのぐらい大ざっぱです。他の課では1円。ここでは皆さんがそれぐらい公金について、麻痺しています。まして、今言っている工法は、のり切りか、土運びに1万立方メートルが多くなったということですね。このようなのは当然予測はつくと思うのですが。

見させてもらった図面では、6ページの右側の赤線があるでしょう。下がカーブになっていて直線になっている。図面的にこれでいいの。平塚技術管理課長、どうですか。自分が一番技術の管理をしてるのだから、これは直線でいいのか。

当然カーブにならないといけないのでしょう。上から逆に切ってきたということだから、 上だけ直線になっているのか、下になっているのかわからないけれど、これもカーブにな らないといけない、違うのかな。

○森本県土マネジメント部次長(技術担当) 国中委員のおっしゃるとおり、カーブでございます。

○国中委員 我々は、素人で、皆さん方はプロです。土量は、両端が中心、あの橋になって、まだ膨れていくのか、それとも、この赤線の真ん中が頂点になって、少なくなっていくのかは私は、わからない。こういう図面を書くこと自体が、技術力不足ということもありましたけれど、徹底すべきだと思う。

それともう一つは、全てにわたってコンサル業に委託するわけです。そのコンサルから上がってきた図面を皆さんが精査するわけです。その精査する力がないのと違うの、今の場合は特に。どうですか、山田県土マネジメント部長。

〇山田県土マネジメント部長 ご指摘のとおりだと思います。精査する力もご指摘のとおり、この事案に限って申し上げると、全般に不足していると思いますし、お金の単位の話も含めて、この額がどれぐらい他の課と比べたら大きいのかというところも、我々はふだん多くの予算を頂戴していますので、どうしても千円単位でくくってしまいがちですけれど、そこの部分も本当に痛みがわかっているのかというのはご指摘のとおりだと思います。そこは、当然さきほどの技術力の話と扱っているお金というのはリンクすると思いますから、あわせてもう一度部の中で、事務所までしっかりやっていかなければいけないと思っています。私自身ももう少し対応の仕方をきっちり見るようにしたいと思います。

○国中委員 もう一つ、先ほど労務単価の話が出ました。南部・東部地域振興対策特別委員会のときに、梅原道路政策官だったか、増額は、要るということをおっしゃった。そうしたら、もう一度補正予算を組まないといけないのか。労務単価は入っていないですよね。 ○荒県土マネジメント部理事 補正の話は確かにあるのですけれども、先ほど清水委員からもご指摘がありましたように、とめるのがいいのか、それともこのまま続けるのがいいのか、しっかり部内で検討させていただいて、結論を出したいと思います。

○国中委員 これから本当に、真摯になって、我々もそういうところをもっと研究もしないといけないけれど、今までうのみにやってきたという一つの大きな問題が出てきたということに、原因があるのではないだろうかと思っています。今後も、みんなが技術者だということで、県土マネジメント部として、全体的にもっと真剣にならないといけないのと違うかと思います。最後、山田県土マネジメント部長から、決意なり聞かせていただいて、終わりたいと思います。

〇山田県土マネジメント部長 申し上げることもないぐらいご指摘をいただきました。なかなか一足飛びに急に完全な体制はならないとは思いますがスピード感も含めて、お金の重さと技術力は、比例するものだと思っていますので、そこは謙虚にもう一度見直させていただきたいと思います。

- 〇国中委員 終わります。
- **〇太田委員** 議第94号の奈良県住生活ビジョンの変更についてお伺いします。

平成24年9月に策定された奈良県住生活ビジョンが、今回改定されたということですが、具体的にどのような変更点があるのか、その特徴点をまず教えていただきたいと思います。

○塚田住まいまちづくり課長 前回策定した平成24年から約5年経過しておりまして、 人口減少や高齢化がさらに進展し、住まいの確保に当たって配慮が必要な低所得者の増加 など、社会状況は変化しております。これらの社会状況の変化を踏まえて施策の見直しを 行い、3つの基本方針にまとめております。

見直しの考え方は、住生活ビジョンとして改定案本文をお配りしていますけれども、図でまとめております。住生活ビジョンという冊子の3ページに前回と今回の変更点をまとめさせていただいています。

1番目、良好な住環境をつくるについては、人口減少や高齢者の増加の進展、活用のない空き家、活用予定のない空き家の増加などを踏まえて、住み続けられるまちをつくるという方針に変更しまして、施策の強化を行ってまいります。

次に、高齢単身者や低所得者等の増加や住宅セーフティネット法という住宅の確保に対して、配慮が必要な方々を支援する法律ですけれども、その法律の改正を踏まえて、住まいの確保に関する施策を2番目に持ってきました。時代のニーズに合った公営住宅の活用を図るを住まいを必要とする人を支えるに変更し、まちづくりや福祉の連携を強化して、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの検討や県営住宅の有効な活用を図ってまいります。

最後、良質な住宅ストックを形成するにつきましては、現在も耐震化や省エネ化を進めておりますが、今後も進めていくことが求められていますので、良質な住まいづくりを進めるに変更しまして、引き続き施策を実施してまいりたいと考えております。

今後とも奈良県の住んでよしを実現するため、新しい住生活ビジョンに基づき取り組み を進めていきたいと考えております。 ○太田委員 まず良好な住環境をつくるということ、その次に、これまでは良質な住宅ストックの形成だったのですけれども、よりニーズの高い公営住宅の活用を図ることを2番目に持ってきて、それをさらに進めていくと。方向性については、これまであったものをより実態に見合ったものとして進めていく、このように理解しました。

今、例えば、空き家対策の協議会、あるいは空き家の実態調査なども市町村では行われているかと思うのですが、住生活ビジョンの中には市町村との連携でまちづくりを行っていくようにも書かれております。県内市町村がこのような取り組みをされていることについて、県としてどのように具体的な支援を行うのかについてお伺いをしたいと思います。 〇塚田住まいまちづくり課長 現在は、県内市町村において、空き家対策は進んでおりまして、実態調査をして、空き家対策計画をつくるところがふえております。今後、県としましては、奈良県空き家対策連絡会議を立ち上げておりますので、こちらで、国制度に関すること、また民間団体との連携という意味で、不動産関係の団体や、今後は建築関係の団体の取り組みなども出てくれば、そういった取り組みを紹介して、市町村と民間との連携をサポートしていくことができればと考えております。

また、市町村と市町村間の意見交換の場をつくることによって、県の中でも先進的に取り組みが進んでいる、例えば奈良市等の取り組みについて紹介していただくことを通じて、県のほかの市町村の空き家対策も取り組みが進んでいくように、県としてサポートしていきたいと考えております。

〇太田委員 どこでも空き家が非常に問題になっておりまして、これをどう活用するか、 あるいは除却の問題も出てくるかと思うのですが、空き家の実態調査もこれから本格的に 進められていくと思います。その中でいろいろ県の援助もかりなければならない事案も出 てくるかと思うのですけれども、その点につきましては、ぜひ県としても積極的に連携を していただきたいと思います。

住宅セーフティネット法の改正が行われている中で、賃貸住宅において、子育て世代や 高齢者、障害者など、住宅確保に配慮が必要な人に対して円滑な入居の確保が行われると いうことですが、その一つとして、空き家の登録制度に関するものとして、一定の条件を 満たして、住宅確保要配慮者の入居を拒まない準公営住宅として活用して、大家と入居者 双方に国と自治体から支援を行う登録制度が都道府県単位で想定されているとお聞きして いるのですけれども、この点については、県としてどのような動きになっているのか、最 後にお聞きをしたいと思います。 ○塚田住まいまちづくり課長 住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者向けの登録制度ですけれども、都道府県等が行うことになっておりまして、奈良県内につきましては、奈良県または奈良市で行うことになっております。奈良市管内においては奈良市が登録業務を実施して、それ以外は奈良県が行うことになっております。

10月25日に法律が施行されましたので、奈良県としましては、登録業務を受け付ける体制を整えております。相談を受けて、具体的にどのような資料が必要だとか等々の説明をさせていただいているところです。現在具体的な登録がまだない状態ですけれども、今後、説明を受けて、実際に登録したいという方が出てくれば、具体的に相談に乗って、1件でも登録が進むように取り組んでいきたいと考えております。

〇太田委員 できたばかりで、まだ登録もないということです。周知徹底もこれからだと 思うのですけれども、まだまだご存じない方もいらっしゃるかと思いますので、その点に ついても進めていただきたいと思います。

〇田中委員 奈良県住生活ビジョンについてお尋ねしたいと思います。

30ページ、県営住宅の木質化の推進とございますが、法律で公共の建物を建てるときには、できるだけ木質化をしましょう、目標を定めて木質化を推進しましょうということが決められまして、農林部に以前は随分といろいろ質問してきたのですけれども、何%ずつ上げるとか、将来どのくらいのところまで持っていけるとかいう数値は余り聞けませんでした。平城宮跡に、今、大きな建物をつくっていただいて、かなり木質化の構造物もありますし、壁面も木を使っていただいているのですばらしいことだと思っているのですけれども、この住宅部門における木質化の目標値というか、どの程度、木を使おうとお考えになっているのか、数値的なものがあるのでしょうか。

それから、過去からの推移で、このくらい木を使う量がふえてきたというデータがある のかどうか、教えていただきたいと思います。

〇塚田住まいまちづくり課長 数値的なものについて、目標を設定していたり、過去からの経緯で木材使用量がどのくらいかというのは、こちらでは、現在把握しておりません。 過去からの経緯については、これまで建てた県営住宅について、木材をどのくらい使われたかどうかは、把握が可能かどうかも含めて、一度戻って調べさせていただければと考えております。

いずれにせよ公共建築物に木材の利用を促進するという法律は、平成22年度にできて、 それから国を挙げて推進しているところです。もちろん主は農林部局だと思いますけれど も、その辺を推進することに対して、当然県庁の一担当課としては協力していくべきだと 考えております。ただ、これまで県営住宅木質化というのに今まで取り組んだことが正直 ない状態でして、桜井県営住宅が初めてのケースになります。実際これから木材利用につ いては勉強させていただいて、積極的に使えるところは使っていきたいと考えております。 〇田中委員 続いて、33ページ、住宅ストックの耐震化促進です。県内の関係業界の方 が、木質のシェルターを県にアピールに来られたのですが、それをお聞きいただいた方が どなたかわからないのでお伺いしますが、どなたかおられますか。

○松本建築課長 奈良県木材協同組合から、全国的には徳島県などの事例があって、耐震化しようとしても、なかなか改修費用等が高いということで、できない場合もあると。徳島県では耐震シェルターといいまして、住戸の中の一つの部屋を木材で囲んで補強して、避難弱者が避難しなくても、地震が起こっても、家が壊れても、その部屋にいれば安全であるから、それをぜひ奈良県でも補助制度をつくることができないかということをお聞きしました。

○田中委員 木材協同組合とおっしゃいましたが、一人親方の建設事業労働組合ですか、 一人親方の事業者がそういう見本をつくられて、県へアピールに来ておられると思うので すが、そういうものを見られた後の評価とそれに対する何らかの対応策は講じられたのか。 ほかの方々と課内で相談したなど、これを推進する必要はあるかないかお考えいただけた のかどうか、その辺の判断をお伺いしたいと思います。

〇松本建築課長 これは耐震化施策の問題ですので、防災統括室でございます。建築課も そのことについては耐震化の面から取り組んでいるところでございます。

〇田中委員 今お伺いしようとしたのは、防災もさることながら、耐震補強してシェルターにするのだから、効果があると。4間か3間かのうちの1部屋を耐震化することで、普通の状態よりも強度が増して、その部屋にいれば少々の地震でも安全だという補強工事を進めたらいかがでしょうかというのが木材協同組合なり一人親方なりの言い分だと思うのです。それに対して、なるほど、それはいいことだということの判断ができたのか、話は聞かせてもらいましたということで終わってしまっているのか、そこの部分が大切だと思うのです。

家の中でも高齢社会ですから、お年寄りで逃げにくい人たちも大勢おられることですし、 そういうものをつくることで安心度がふえるわけですから、それは進めたらいいというこ とであれば、発信していただかないと。南海地震もいつ起きるかわからないし、必ず起き るという度合いがふえたと言われているわけですから、そういう発信をしていただいて、 余力のある住宅をお持ちの方は、自分自身の力で1部屋だけ補強しようかなどやっていた だけたらなお結構なことですから、そういう部分で県は発信し得たのか、必要はないとお 考えなのか、その辺の判断をどうされたのかをお伺いしたかったのですが、お答えいただ けますか。

〇松本建築課長 建築課では、建物の耐震化を進めております。シェルターは建物の耐震 化に値しないので、耐震化率を上げるためにシェルターを採用することは難しいと考えて おります。それについては、先ほど申しましたとおり、防災統括室で別事業としてされて います。

○田中委員 そうしますと、今おっしゃったのは、後で追加で1部屋だけ耐震補強しても、 それは建築の立場からすると意味がないという判断と考えられているということですね。 念を押して、もう一度確認しておきたいと思います。

○松本建築課長 シェルターを設置されたとしても、ほかの部屋で耐震工事をされないと、耐震化率の向上につながらないと考えております。

○田中委員 それは、具体的な検査といいますか、調査をされた上でのお答えでしょうか。
○松本建築課長 シェルターについて今まで調査した結果、耐震化率の向上にはつながらないということでございます。

〇田中委員 それはどのような調査で、どういうデータをもっておっしゃっているのかお 示しいただけますか。

○金剛まちづくり推進局長 耐震シェルターにつきまして、少し私からもお答えします。 先ほど松本建築課長が申しましたように、耐震シェルターの話がございました。一つは、 まさにシェルターということで、その場所が地震のときも安全だという製品でございました。それにつきましては十分耐震性があるという話も聞いております。

ただ、松本建築課長が申しましたように、建物全体としての耐震性といいますと、建物 に筋交いを入れる、耐震壁を入れるなどいろいろな補強がございます。そこはまさに建築 課の領分でございまして、そこを今しっかりと、県営住宅も含めまして、耐震補強をして いると。

そのような中で、いざというときの逃げ場所、いざというときの安全な場所の確保は県 全体の防災対策ということで、先ほども話が出ました防災統括室といろいろ建築のことを 相談しまして、防災統括室で、この普及について補助制度もつくって、皆さんにPRして いこうではないかと。それは建築課とかどことかというよりも、県としてPRしていこうではないかということで、補助制度もつくって促進しているということでご理解いただきたいと思います。

委員がお尋ねのシェルターと建築の耐震について、どのような調査をしたのかということについては、特段その調査はしておりません。製品のカタログやいろいろ話を伺って、 県としては、そういう形でPRしていくのがよかろうということで整理した覚えがございます。

○田中委員 塚田住まいまちづくり課長は国土交通省ですからおわかりいただけると思いますが、こういう問題を提起されたら、国土交通省にこういう話があるけれども、住宅の耐震化や補強について、どの程度の力を加えたら壊れていくかを調べる部門がありますから、ぜひそういうところへお話しいただいて、具体的な形で、ああ、確かに効果があるなど、関係者はそう言ってくるけれども、実際は効果がなかったということのきちんとした判断が打ち出せるはずだと思います。ですから、そのままにされずに、具体的な形で対処をしていただきたいと思いますので、あえて申し上げておきます。

主張をもう一度申しますけれども、地震が起きたら、家が傾くとか柱が折れたりということは生じてくると思うので、せめて1部屋、小さい部屋であっても、より強固な1部屋があったら、その部屋へぱっと家の中だけで移動したら、ものの何秒かくらいでその部屋に逃げ込める。より強固な部屋に入るわけですから、ほかの部屋にいるよりは安全度は高いという形の姿になるわけです。できることならそういうシェルタールームはいい案ですと話をいただけるようになれば誠に結構かと思いますので、あえてもう一度申し上げておきます。

それから、34ページ、住宅性能表示制度の普及・促進ですが、どの程度普及されているか、現状はどうでしょうか。

〇塚田住まいまちづくり課長 住宅性能表示制度が奈良県内でどのくらい普及しているか という数字を持ち合わせておりません。後ほど調査した上で、報告したいと思います。

参考までに申し上げますと、住宅性能表示制度と、さらにパワーアップした制度が1) 長期優良住宅の供給の促進に書かれています長期優良住宅になります。奈良県内で新規に 着工している住宅のうち、約3割が長期優良住宅ということになっております。少なくて も約3割ではこの住宅性能表示制度を使った形にはなっているかと思います。詳細は後日 説明に参りたいと思いますので、よろしくお願いします。 ○田中委員 概要版、方針3で、県産材の活用促進がはっきりと明示されているのですが、 最後の終わる言葉が検討と書いています。タイトルで木質化と言っているので、これは検 討ではなしに、進めるとしていただかないと、中で何やらトーンダウンしているように思 えましたので、あえて指摘をさせていただきます。もっと進めていただきたいと思います。

昔のURにしる県営住宅にしろ、コンクリートがいい、それからドアは鉄がいい、とにかくかたいものばかり。使っているのは、長押か畳の横にある敷居の部分くらいしか木は使っていない状況だったのです。木質のいいのはよくわかっておられることですし、木質を使うことが法律上推進されるべしとなっておりますので、変えていただきたいとお願い申し上げておきます。

それから、委員長、提案ですけれども、先ほどから契約に対してのいろいろな質問がありました。今まで余り申し上げてはこなかったのですけれども、実は総合評価方式に対する関係者からの非常に強い不満の声をあちこちから聞かせていただいておりました。あえて申し上げる必要はないとは思っていたのですが、これだけいろいろと議論の対象になるわけでございますので、この建設委員会でも、我々自身が契約に対する考え方をもう一度見直すというか、総合評価方式に対する評価がどうなのかを、一度県内各地域の方々の意見を聞いて、それを持ち寄って、この委員会で検討していただくことも必要ではないかと思いますので、提言として申し上げて終わります。

○乾委員長 ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。
続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。

ご発言願います。

○清水委員 議第95号ですが、今回補正予算が計上されています。これにつきまして、9月に決算審査特別委員会があったのですけれども、奈良県の収入総額が123億円マイナスになっています。そして、県税は約10億円余りが減収になっております。景気がよくなったと言われておりますけれども、現実は貧富の差が開いたという状況にあって、一般職を含めて給与の引き上げに対しては、私どもの会派としては反対します。総括して反対計論を行います。

○太田委員 議第95号につきましては、一般職の給与の削減などにつながることから、 反対します。討論は本会議でします。

- ○粒谷委員 全ての議案に賛成します。
- **〇新谷委員** 提案された議案につきましては、賛成です。

〇乾委員長 ただいまより、付託を受けました各議案について、採決を行います。

まず、議第95号中、当委員会所管分については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決します。

議第95号中、当委員会所管分について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を 求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、議第95号中、当委員会所管分は、原案どおり可決することに決しました。

次に、残余の議案については、一括して簡**易採決**により行いたいと思いますが、異議は ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議第70号中、当委員会所管分、議第72号中、当委員会所管分、議第78号から議第81号、議第86号、議第87号、議第94号及び報第30号中、当委員会所管分については、原案どおり可決または承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議がないものと認めます。よって、議第70号中、当委員会所管分、議第72号中、 当委員会所管分、議第78号から議第81号、議第86号、議第87号、議第94号及び 報第30号中、当委員会所管分については、原案どおり可決または承認することに決しま した。

次に、報告案件についてであります。

報第31号中、当委員会所管分については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、本定例会に提出されました陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを 参考に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、その他の事項に入ります。

県土マネジメント部長から、台風21号による被災状況ほか2件について報告を行いた いとの申し出がありましたので、県土マネジメント部長からご報告願います。

〇山田県土マネジメント部長 報告1が台風21号の被災状況、報告2がナンバープレー ト導入、報告3は予算の事業費の変更でございます。 1ページ、台風21号による被災状況でございます。

今回の雨量につきまして、豪雨だと言われていますが、平成23年紀伊半島大水害時の1.2倍を記録しています。個別の被災地ですが、2ページ、道路に関する被災状況、102箇所通行止めがあって、87箇所を開放しました。主な被災箇所の概要は、国道168号、169号、309号について、現状を書いています。まだ全てが開放されているわけではございません。

3ページ、河川の状況でございます。氾濫危険水域を越えた河川の一覧がございます。 被災箇所、床上浸水、床下浸水も書かれているとおりで、主な被災箇所ということで出し ています。

次、報告2、ナンバープレートの導入に向けた取り組みです。簡単に申しますと、選定されたデザイン案がございます。委員会の中でご議論いただきまして、全部で39個あったナンバープレート案の中で1つ選び、市町村の同意を得て、国土交通省に12月1日付で提案しています。7月以降の今後の取り組みですが、デザインを決定して、事前申し込み、10月に交付開始の予定でございます。

最後に、平成29年度予算の事業費の主な変更で、大きく1番と2番で増額するものと 減額するものがございます。増額は、2つとも河川事業で、年度がかわりましてから状況 が変わったもの、変更理由ということで、補償物件の調整が可能になった、地元説明を行 った結果、住民との合意形成が得られて工事が可能になったということで、新たな事業を 増額するものでございます。

減額は、いろいろな事項はございますが、全て国庫補助の国庫認証が認められなかった ことによる事業費減で、全て同じ理由でございます。

○乾委員長 ただいまの報告またはその他の事項も含めて、質問があれば、ご発言願います。

○清水委員 では、今回の台風21号に関連して、数点質問をさせていただきます。

まず、今回の台風で、大和川で過去に例を見ない水位の上昇がございました。王寺町でもその影響でバックウオーターがかかり、葛下川が氾濫危険水位どころではなく、堤防を越えてしまった。それで溢水被害が起きたわけでございます。北葛城郡区で住宅に関しての被害がなかったのは上牧町だけ、王寺町では床上38戸、床下55戸、広陵町で床上6戸、床下7戸、河合町で床上6戸、床下41戸と、これは11月27日現在の数字でございますけれども、これだけの大きな被害が発生しました。

そんな中で、現在、河川整備計画の中で、100万トン級の遊水池が整備されつつあります。これができるに当たって、今回の台風21号に相当する水位をどの程度下げることができるのか。もしくは昭和57年災害対応の計画ですので、昭和57年災害に対してどの程度水位を下げることが可能なのか、この点について、入口河川課長にお願いしたいと思います。

〇入口河川課長 直轄遊水池の効果は、近畿地方整備局大和川河川事務所でシミュレーション等を行って、整理をされていると聞いております。今、手元に、昭和57年豪雨が再度来たときに、直轄遊水池がどのくらい水位の低下に寄与するのかという細かい数字を持ち合わせておりませんので、再度確認の上、報告させていただきたいと思います。

それと、台風21号に関する同様のシミュレーションですけれども、これも大和川河川 事務所で今、取り組まれているところと聞いております。これについて、いつごろ数字的 なものが示されるのかについても確認の上、報告させていただければと思います。

〇清水委員 でき次第、ご報告いただきたいと思います。

先ほど山田県土マネジメント部長からも説明がありましたように、平成23年の豪雨を上回って、1.2倍だったということですけれども、各議員から常々堆積土砂の撤去について要望が出ております。これは私の私見ではございますけれども、大和川本川も昭和57年以降、三郷町付近で1回だけ堆積土砂撤去がされて、その後、堆積土砂の撤去は本川すらされていない状況だと理解しております。堆積土砂を撤去すれば、その分だけは水位は必ず下がるわけですから、堆積土砂の撤去がいかに災害に対して重要なのかということを再度認識をいただきたい。来年度以降、堆積土砂撤去もしくはその維持管理の重要性について、どの程度の予算確保を見込みとしてされているのかについてお伺いしたいと思います。

〇入口河川課長 今回の台風災害でも、県内の各河川で新たな土砂の堆積により河床が上昇したのも確認されています。これに対し、曽我川や太田川など6河川では災害復旧の事業を活用し、また、これに寄らないものについては、補正予算にも計上させていただいていますけれども、災害関連の単独事業で予算要求させていただいているところでございます。

また、計画的に毎年の堆積土砂の除去に関しては、河川維持修繕事業の中で要求させていただいております。これについても必要な額の確保に努めてまいりたいと思っています。 〇清水委員 必要な予算の範囲というのが非常に決めづらいと思います。潤沢にあれば、 一遍にやってしまうことも可能かと思いますけれども、なかなかそうもいかないわけでございますので、今回の国土交通省による100万トン級の遊水池の件もございますけれども、ぜひ下流側から重要路線については先行した投資を順次やっていただきたいと申し上げておきます。

そんな中で、先立って自由民主党の井岡議員の一般質問で、共感したことが1件ございます。大和川の総合治水対策を推進するに当たって、内水対策のために、県税として内水対策税が必要ではないのかという提案をされていました。私も全くそのとおりだと思います。奈良県内の総合治水対策になっている大和川の流域の面積は皆さんもご存じのとおり流域712平方キロメートル、その中で24の市町村が大和川の流域に含まれているわけです。先立って私は流域下水道の維持管理負担金について知事に問いましたけれども、維持管理負担金は、県全体で部分的なその公資本投資のところに対しても負担することが好ましいという答弁をされました。全県土挙げてやらないと災害が繰り返されるということを認識していただいて、我々も提案はしますけれども、理事者の皆さんも内部からの提案をしていただきたいと申し上げておきます。

次に、今回の台風で、県管理道路の災害箇所が82カ所で33億4,100万円の被害だと表では出ていたと思います。河川が237カ所で53億7,000万円で、合わせて87億円程度の災害の総額が現在見積もられています。このような中で、1件確認しておきたいのですが、災害が起きたときに、災害協定をそれぞれ結ばれていると思います。奈良県内に現在8つの建設業協会があります。協会と恐らく災害協定を結ばれているのですが、協会から、自主的に災害現場の確認や、契約をされている業者が確認に行かれる、そのときの発注はどういう方法でされているのか。もしくは無償で業者が確認作業をされているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○森本県土マネジメント部次長(技術担当) 災害協定については、建設業協会、測量協会等でやらせていただいていますけれども、現場を見に行って、被害状況を確認するのは無償でやっていただいております。

○清水委員 確認までは無償ということでございますけれども、当然初期対応が必要だと 思います。初期対応は、例えば250万円未満であれば、当然先ほど申しました随意契約 の範囲の中ですので問題はないと思うのですけれども、場所によっては非常に高額になる ような場所もございますので、そういう場合の発注はどのようにされているのですか。

〇森本県土マネジメント部次長(技術担当) 工事に関しては、基本的に各路線、維持管

理業者が決まっていまして、少額の場合はそこでやる。ただ、手が回らない場合や大きい場合については、協会と県で協定を結んでおりまして、その協定に基づいて、各事務所の 支部に行きまして、事務所長と各支部長と話して、協会から業者を紹介していただいてやっていただくことになります。

○清水委員 紹介をしていただくということは、基本的には協会がその契約をするということですか。奈良県が協会と契約をして、協会が協会独自でそれぞれの地元の業者に割り振りをする、随意契約をするという形をとられているのか。それでしたら奈良県が協会と契約をしないといけないので、やり方としては、私はどうなのかと思うのですけれども、契約の手法についてお教えいただきたいと思います。

〇森本県土マネジメント部次長(技術担当) 契約については、業者と県との個別の契約 となっております。

○清水委員 県と個別契約をするときに、先ほど言いました、250万円を超えていても、 地方自治法施行令第167条に基づいて、除外規定によって随意契約をするという理解で よろしいですか。

〇森本県土マネジメント部次長(技術担当) そういうことになります。

○清水委員 なぜこの話をしているかといいますと、地元にはその協会に入られていない 業者もいらっしゃると思います。小規模の業者で、実際のその工事の被災現場には近いけれども、協会に属していない。そうすれば、その方々がそこの工事を受注することができないという可能性はあるのかないのかお答えいただきたいと思います。

○森本県土マネジメント部次長(技術担当) 協会との災害協定は、あくまで一時的な応急、例えば通行どめになっているところを片側でも通すとか、川が崩れていて、このまま置いておいて、次の雨が来る場合に大型土のうを積んで、再度災害を防止するということをやりまして、一旦ある程度の落ちつきがありましたら、通常の発注工事になるということです。

それから、協会に入っていない業者については、特にそこを見合って指定することはできないのと、協会との協定の中で、持っている重機や人などの機動力があるということを うたっていますので、その辺の問題もあるとは考えております。

〇清水委員 先ほど議論がありましたけれども、総合評価方式や指名の際に、災害協定を 結んでいるか否かによって点数配分が違いますよね。わずかかもしれません。それでも、 それがあることによって加点がされない業者も中にはいますので、本来ボランティアで出 られる初期対応については、協会に入っていようが入ってなかろうが、地元のことですから、ボランティアで例えば石をどける、運ぶということはされている業者もあろうかと思います。そんな中で、その災害協定に対して加点をすることが、これは過去のデータから加点をするという今のシステムですけれども、そもそも入っていなければ、加点のしようがないわけです。その辺はどう今後対応されるのか聞かせていただきたいと思います。検討していただいて構いません。

〇梅野県土マネジメント部次長(企画管理室長) 緊急対応はしていただくという形で加 点させていただいている形のもので、それについては特段問題はないかと思っているので すけれども、清水委員がおっしゃったような形もあるのかと思います。検討させていただ きたいと思います。

○清水委員 公共工事ですので、公平であることがまず第一前提だと思いますので、ぜひよろしくお願いしておきたいと思います。

もう1点、今回の台風21号で、309号の広橋地内、その他県南部で69カ所通行止めの箇所があったわけでございます。県南部の方は、今回の災害で遠くを迂回しなくてはならないという事態が発生し、本当に迷惑をかけたのではないのかと思っております。

そのような中で、アンカールートとして京奈和自動車道や国道168号、169号の整備にはかなり投資をされています。例えば、それを申刺しにする、東西方向に整備をする、 県道53号の高野天川線について調査費がついたと伺いましたが、今後整備の目標や整備 内容をどのようにしていくのかについてお伺いしたいと思います。

- ○梅原道路政策官 高野天川線の調査費でございますが、これは直轄調査費で、国道16 8号等という形で、紀伊半島アンカールートを形成する大きなエリアの中で、ネットワークとして全体的な評価をしていくという調査になっております。
- **〇清水委員** ということは、問わせていただきました県道53号やその他もございますけれども、東西方向についての路線整備については、直轄にかかわるもので調査をすると。 ただ、その調査の内容をどう反映していくのかは、調査の結果をもって、今後検討するという理解でよろしいですか。
- ○梅原道路政策官 そういう理解で結構だと思います。
- **〇清水委員** では、最後の質問をさせていただきます。

昨日、宮本委員も一般質問されていましたけれども、三郷町での崩落の件についてお伺 いをします。 陳情書を先ほど読ませていただいて、中も見させていただきました。8名が陳情をされていて、非常に切実な思いが、この中を読ませていただいても伝わってきます。

そのような中、きのう宮本委員の一般質問で、知事が、奈良県がコーディネーターとなって調査並びに今後の方針についてまとめていきますという答弁をされたと思うのですけれども、実際の手法としてどうされていくのかを、まずお伺いします。

○松本建築課長 三郷町の擁壁の崩落については、関係者が多く、住民、近畿日本鉄道株式会社、三郷町、工事施工者、ハウスメーカーと県の六者でございます。県としては、原因がわからないことには対応できませんので、現在、原因究明のために調査しているところでございます。

原因が明確になっていきますと、復旧工事の主体、費用負担の問題など、解決しなければならない問題が数多くございますが、その関係者間の調整をするということで、コーディネート役として対応していきたいと考えております。

○清水委員 住民の一番大きな心配はやはりお金の面で、費用がどうなっていくのか、主体として、誰が何をしないといけないのかというところにあると思うのです。確認のために何いますけれども、現地を見ていますが、線路があって、線路の横に小さい、1メートルか1メートル50ぐらいの擁壁があって、そこからのり面があって、そののり面の上部に家屋の宅盤をとめるための小さな擁壁があって、この上に宅地もあって、家が建っているという状況が連続しています。

その中で、近畿日本鉄道株式会社と宅地の境界線はどの辺にあるのですか。

- ○松本建築課長 ブロック積み擁壁のコンクリート基礎の外側、線路側ぎりぎりのところに境界線がございます。見えている線路からでしたら、ほとんど宅地側に寄ったところでございます。
- **〇清水委員** ということは、勾配がついていて、宅地の盤が上にあって、下に近鉄線があると。近鉄線寄りの下側が境界なのか、上側が境界なのか、どちら側ですか。
- ○増田まちづくり推進局次長(技術担当) まず、横に近畿日本鉄道株式会社の擁壁がございまして、そこからのり面がついていまして、途中にブロック積みの擁壁が建っています。松本建築課長が申しましたように、ブロック積みの根入れがございますので、根入れの先端までが境界になっていますので、のり面の途中に境界があることになります。
- ○清水委員 ということは、近畿日本鉄道株式会社の敷地の中の工事をしないと、復旧を しないと、宅地側工事の復旧はできない状況という判断でいいですよね。

- 〇増田まちづくり推進局次長(技術担当) はい。
- ○清水委員 そのような中で、住民が多分心配されているのは、最終的にそこで暮らしていけるか。復旧したときに、当然復旧の費用の負担もある程度ある。個人地の部分と、当然案分が出てくるわけです。全体の工事としては、近鉄がやるべき工事の部分と個人がやるべき工事の部分を含めて、そこでずっと安定的に暮らすことができる工事の内容にしないといけないではないですか。現在調査をされているということですが、地籍上の問題もあるでしょうし、開発に至った経緯の問題もあると思います。

地元でどれだけ負担していただけるのか、自治体として負担していただけるのか、一番 大きいのは、やはり近畿日本鉄道株式会社が、事業者として線路を守るために、どこまで 負担をしていただく気持ちがあるのかが一番ネックになると思うのですけれども、そうい う話はまだ何もされていないですか。

- 〇増田まちづくり推進局次長(技術担当) 崩れたのり面の吹きつけ、崩れているブロックが下に落ちてこない対策はやっているのですけれども、その先のことにつきましては、 近畿日本鉄道株式会社とはまだ何も決まっておりません。
- ○清水委員 ということは、現在、調査をされている中身は、恐らく地質のこともあろうと思うので、ボーリング調査もされているのですよね。それらの発注者は誰ですか。
- ○増田まちづくり推進局次長(技術担当) ボーリング調査、サウンディング調査、表面 波探査などいろいろ調査をしていますけれども、その発注は県でやっております。
- ○清水委員 奈良県がコーディネーターとしてやっていただくことは大歓迎ですけれども、 県が発注する根拠法は一体何ですか。そこに県有地があるわけでもないではないですか。 個人資産や事業者資産の部分を県が県の予算を使って発注する。仮に精算行為ができたと すれば、当然その費用については、事業者、受益者となるべき方々から負担をいただかな いといけない。そういう話も見切り発車していいのかというのが、少し気になるのですけ れども、協定のことも含めて、最終的にふたをあけたら個人負担がこれだけ要りますとい うことでは、陳情をいただいている8名は目をむくことになるかもしれませんので、その 都度にきちんとした説明が絶対必要だと、まず思います。

まず1点、奈良県が発注することをよしとする理由は何ですか。それと根拠法令など何かあるのでしたら教えてください。

○増田まちづくり推進局次長(技術担当) 根拠法令はございません。ただ、県が開発の 許可をしており、当時、平成13年に検査をしておりますので、その点について、住民か ら、問題がなかったかという問題提起もございます。

先ほど言いましたハウスメーカーや造成業者など、いろいろ関係者が入っている中で、 その原因究明については誰がするのかという議論をしている以前に、危険な状況にござい ますので、県が率先してやっていると。

○清水委員 なぜこのことをしつこく言うかといいますと、昨日、知事の答弁で、個人資産に対して、税を出すことはありませんという話をされていたわけです。ここは個人の資産と事業者の資産ですから、普通で言えば奈良県が関与すべきものではないですよね。そこをどういう理由で出すのかというのは、一つの事例になると私は思うのです。災害があったときは、こういう形で県は臨みますということが必要になってきます。

こういうパターンのときは県がやりますという条例があるのですか。それをまず教えてください。

- 〇増田まちづくり推進局次長(技術担当) 私の認識ではないと考えております。
- ○清水委員 なければ、予算執行の理由がないです。そこが大問題。

ですので、後追いになるかもしれませんけれども、こういうことは、事例がなければなかなか物事は次に進んでいきませんので、100%ノーかといえば、人道的には、私はオーケーだと思います。ただ、法律論や行政の手続論からいくと、これは間違いということもあり得るわけですから、県税を使う理由をきちんと整理していただかないといけない。

増田まちづくり推進次長がおっしゃった、県が開発許可行為の許可についてはかかわったかもしれませんけれども、それをもって予算を執行する理由にはならないような気がします。今後研究をしていただいて、ぜひ、年度内でもいいです、急いでやっていただいて 遡及をするくらいの気持ちで臨んでいただきたいと思います。

以上、意見として申し上げておきます。

○国中委員 まず、台風21号で楢井地区の崩土、下市町の広橋の入り口の崩土等々で、 吉野土木事務所の皆さん方等々には、夜も寝ないで奔走していただいたこと、まず感謝を 申し上げたいと思います。ただ、楢井地区の崩土で、南部農林振興事務所と吉野土木事務 所との話し合いがうまくいかず、別々に動いた関係で、地元が変な動きになってしまった 事例があります。

大きな災害が来たときには、必ず上が山、下が道路でありますので、南部農林振興事務 所の山の関係と県の道路関係とが合同で地元説明をするということを確立していかないと、 地元が疑心暗鬼で、両方とも一生懸命やっているのに、南部農林振興事務所が言っている 説明と吉野土木事務所が言っている説明とが全然違う。この開通の話もそうです。おかげさまで12月8日に開通していただきましたけれども、この間も現場に視察に行きましたが、本当にきれいにできていますけれども、できるだけ早く本工事にかかれるように、また広橋のほうも、大変な難工事になるだろうと思うので、ぜひ国の援助をいただいて、早急に完成していただきたいと思います。

もう一つ、生駒市の土砂の違法投棄は、推定にして何立方メートルくらいあるのですか。 私たちは、討議資料だといって送られてくる資料や新聞でしか詳細がわかりませんが、ボ リュームはいったらどれぐらいあるのか。

- **○加藤県土マネジメント部次長(砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長)** 西松ヶ丘 のボリュームでしょうか。おおよそ 2, 0 0 0 立方メートルと認識しております。
- **〇国中委員** 2,000立方メートル。ダイエイですか、この業者は県に登録していた業者ですか。建設業か不動産業か。

残土を処分するのに、民間の人たちが処理費としてもらっているのは、大体10トン車で1万円近くらしいです。それなら、10トン車に載ってきたら5立方メートルか6立方メートルしか載っていないと思います。それでもかなり大きな金額が動いているわけです。その受けた人がいないということで、また民有地を台風で、災害の可能性があるということから、収用法までかけて工事を発注している。今まで、収用法といえば、道路整備する、なかなか用地を協力してくれないと代執行だけれども、このような工事のための収用法というのは、私は聞いたことがないのだけれども、これは合法ですか。

- **○加藤県土マネジメント部次長(砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長)** 行政代執 行法に基づき、緊急性があって、災害等がある場合については、それにかわって行政等が 対応しなければいけないということで、今回の場合についても、法律にのっとって対応さ せていただいたということでございます。全国で見ますと、鹿児島や横浜など、幾つかこ のような形で土地の崩壊に関しての対応をやった事例はございます。
- **〇国中委員** そうしたら、用地の代執行や収用法ではなしに、工事のための収用と、行政 代執行ということで、合法的ということですね。
- **〇加藤県土マネジメント部次長(砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長)** あの場所 に関しましては、砂防法の砂防指定地がかかっておりまして、県の管理が不行き届きだったのかもしれませんけれども、無許可で盛り土をされたということがございます。それによって危険性が増したということでございますので、盛り土に伴って起きつつある危険性

を排除するために、行政代執行法を用いて土砂の安定化を図ることで対応する形で、9月 補正等でお願いさせていただいているところでございます。

〇国中委員 わかりました。

合法的であればいいと思いますけれども、しかし、この原因をつくった人はいないとい うことで所在はわかっているのか。

- O加藤県土マネジメント部次長(砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長) 本会議での知事の答弁にもあったと思うのですが、今、代理人と民事訴訟法で対応させていただいております。相手には、代理人を通じて、住所等について照会させていただいたところでございますが、残念ながら相手からの返答はいただけていない、拒否されている状況でございます。捜査権がない私たちの立場としますと、相手の場所は残念ながら把握できない状況でございますが、裁判を通じて、代理人とは一応やりとりはしている状況でございます。
- **〇国中委員** 捜査権がないという話だけれども、それは捜査権のあるところへ告発していないからですか。
- **○加藤県土マネジメント部次長(砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長)** 告発に関しては、平成29年1月26日、ことしの1月26日に生駒警察署に告発をさせていただいております。4月の段階で、警察から検察に送致をされたと聞いておりますが、その先まだどうなったかということを教えていただいていない状況でございます。
- **〇国中委員** わかりました。

本題に入りますが、公共事業の残土の処理は、どういう方法でやっているのか。

- ○平塚技術管理課長 工事における建設発生土の処理につきましては、切り土、盛り土のバランスをとるなど、工事間流用に努めております。それでもなお発生する残土につきましては、建設発生土の民間受入施設登録に関する要領を県でつくっています。それに基づきまして、民間の受け入れ施設を処分先として処理することとしております。
- ○国中委員 要するに、公共事業の発注工事の残土は、県がきちんと管理しているという ことですね。余計な解釈は要らないので、私の聞いたことだけ答えてください。そうです ね。
- 〇平塚技術管理課長 そうでございます。
- **〇国中委員** なぜこういう問題を出すかというと、今の生駒の問題でも恐らく民間の残土 だと思うのです。

そうしたら、民間の発注した残土は、どこが管理しているのかを、教えてもらいたい。

〇平塚技術管理課長 民間工事につきましては、それぞれ請負契約の中で、民民で適正に 処理する契約がなされているものと思われます。

○国中委員 そういうことをやっているから、こういう問題が起こってくる。例えば、大 定町で、今、2カ所、不法投棄と言っても過言でない。ただし、合法的です。1へクタール以上はの森林開発は許可が要ります。以下であれば、大淀町への届出だけでいいわけです。大淀町矢走地区と、大淀町佐名伝地区の2カ所の届出が出た佐名伝地区の地元住民が、騒いだので、今一旦、中止されています。矢走地区は、山をどんどんどんどん削り取って、そこへ兵庫ナンバー、大阪ナンバーの車がどんどん進入してきて、地元の人たちが不安がっています。台風21号のときに、その土砂が流れて、道が閉鎖になりました。もちろん原因をつくった業者が処理したのは、言うまでもありませんけれど。

過日、私は技術管理課長にこの問題を提起して、民間の発注の残土処理は、どこがやるかと言うたら、うちは関係ありませんと。関係なかったといっても、生駒の問題は、県が処理している。これからこういう問題が起こったときは、全て県が関与するのか。

山田県土マネジメント部長に聞きたいけれども、建設委員会があるから、20日ほど前に、内部で討議してくれと。窓口がどこか、土と名がついたら、県土マネジメント部だと思っています。だからこそ、この生駒の問題が出てくるのではないか。山田県土マネジメント部長、これを討議してくれましたか。

- **〇山田県土マネジメント部長** 私の認識するところではございません。
- **〇国中委員** 認識するというのは語弊がある。報告はなかったのではないの。土は県土マネジメント部ではないのか。
- **〇山田県土マネジメント部長** 認識というのは、土の認識でなくて、打ち合わせがあった かどうかということで、内容は関知しておりません。
- **〇国中委員** 平塚技術管理課長、これは自分の腹におさめていたのですか。
- **〇平塚技術管理課長** 国中委員から電話を頂戴したこの件につきましては、山田県土マネジメント部長には報告をさせていただきましたが、その後の進め方については、荒県土マネジメント部理事と相談させていただいたところでございます。
- **〇国中委員** 改めて聞くけれども、民間発注の残土処理は民と民との関係で、県行政は関係ないということですか。
- ○平塚技術管理課長 残土の処理に関しましては、権限がある法令を所管しているところ

が対応するべきと考えています。残土の搬入行為自体に対しましては、直接指導できる権 限はないと考えております。

ただ、例えば砂防指定地などのような行為地が法令による行為制限等がかかっているよ **うな区域**に含まれているのであれば、それぞれの法令に従い、所定の手続をとっていただ く必要があると考えております。

○国中委員 不法投棄が物すごく今、奈良県下で起こっているから、9市町村で特別な条例をつくっている。どれだけの条例の効果があるのか精査していませんけれど、あとの30市町村はできていない。

聞きたいけれども、合法的であっても、我々でそういう業者に、忠告にも行けない。だから、やり放題になるということです。

くらし創造部にも問題提起をしました。そうしたら、景観、環境という立場で、関心を 持たざるを得ないということで、かなり積極的に動いていただいているわけです。しかし、 そういう景観、環境を損ねるようなことをする原因をつくったのは、土や。この土が、民 民の間のことで、関係もないというのは冷たい。問題が起こったら、砂防指定だから、で きませんとか、そこはどうですか。

- **〇平塚技術管理課長** 取り締まることができる法令があるのであれば、それで対応すべき ものと考えております。
- ○国中委員 山田県土マネジメント部長、そうしたら、法令なり、条例なりをつくる気はどうですか、今の実態等々見て、一度気持ちを聞かせていただきたい。
- ○荒県土マネジメント部理事 国中委員のご意見は、非常によくわかります。確かに法の網のかかっていないところへの残土を捨てる事例もありますし、民間工事だからといって許されるものでもないと思います。その辺は、お困りの市町村とも連携というか、お話をまず聞いて、どういう対策ができるのかも県で考えて、景観・環境部局も一生懸命考えてくれていて、実はこの間、景観・環境部局と一緒に会議も、させていただいてるところです。その辺一生懸命やって、全国事例も調べながら、しっかり対応していきたいと考えています。
- **〇国中委員** 今、荒県土マネジメント部理事が答えている、私は山田県土マネジメント部 長にと言っているのに、そのぐらいのことは答えないといけないのとちがうのかと思うけ れど。

だから、やりたい放題のところがあるわけや。何かの形で規制をしていかないと、可能

性として産業廃棄物をあそこに投棄しているかもわからない。その可能性も十分あり得る わけ。

これは農林部の問題であるかもわからないけれども、農林部もそういったことを、もう少し厳しく、1~クタール以下の場合は、内容的にも規制をかけていかないと、中山間部は、今、やりたい放題のことがされようとしているわけです。地元の皆さんが不安がって、一時大変な騒ぎになったわけです。県として、民間は民間で、県は関係ありませんと、そんな冷たいのは、困ると思っているけれども、荒県土マネジメント部理事が答えていただいたように、奈良県の条例をつくるか、つくらないかは別として例えば、大淀町の場合、奈良県が、指導にも入れない、監視にも入れない。一つの方法として、39市町村が全て条例つくったと。奈良県と、それこそよく言われている奈良モデルで、協定を結んで、奈良県とともに大淀町へ指導に入る。今のところだったら入れない。違うのかな。

奈良県が率先して、残土処理の条例をつくるのか、それとも各市町村に呼びかけて、条例をつくってもらって、奈良県と協定を結んで、奈良県も視察や検査に入れるように、権限を持つという方法もあるだろうし、また、くらし創造部としても、景観も悪くなる、環境も悪くなるということで、精力的に動いていただいているわけだから、土と名がついたら、私は皆さんの責任だと思います。その点、山田県土マネジメント部長どうですか。

〇山田県土マネジメント部長業界を含めて、建設業、土というのを扱っている種の部で あることは、間違いなく私の部だと思います、そこはおっしゃるとおりだと思います。

ご指摘のことにさきほどお答えできなくて申しわけありませんでした。県の所管で、法 **律で、もしくは条例で決まっていないこと以外は一切しないというつもりはもちろんござ** いません。

その中で、先ほどの西松ヶ丘もそうですし、三郷のご質問ありましたし、どういったことがきちんとできるのか、特に土の問題は、私がしっかり認識してないかもしれませんけれども、もう少し個別に事情を聞いて検討させていただきたいと思います。

○国中委員 山田県土マネジメント部長の決意を聞かせていただいて、このくらいにして おきますけれども、とにかく、今、各町村は、難儀をしているということがありますので、 ぜひ早急に検討していただきたいと思います。終わります。

〇田中委員 今の話の具体的な事例を含めて、続きをやらせていただきます。

実は宇陀市で、太陽光の施設をつくるといって、土を動かして、その上、今、国中委員がおっしゃられたような形で、外部からの土が入ってきました。その土は、太陽の照って

いるときに見ましたら、全面きらきらしているのです。それは何かといったら、明らかに 産業廃棄物だと言わざるを得ないのですけれども、県は、宇陀市が条例に基づいてやるべきだと言って、宇陀市に責任を担うべしとおっしゃっている。宇陀市も、条例はつくって あるのですけれども、されている方は、産業廃棄物のトラックで持ち込んだ。誰がこの行政法上の管理をするのかというと、土を運ぶのは、公共の場合は建設業者のダンプも運びますけれども、ほとんどが産業廃棄物の車に載せられて運んでいるのが現実の姿でございます。

国中委員からも、奈良県は、これに対して、条例をつくるのかどうかというご質問があったわけですけれども、私も、これはやはり市町村に任せておかないで、行政法的にも、市町村が産業廃棄物業者の運搬を認めてどうのこうのではありません。そういう業者を認めたり、太陽光の整地をするときは、ほとんどフリーパスでやってよろしいとなっていますけれども、そういう場を利用して、いろいろなあんこに包んでしまうような業者がやはりおられるというのも、これも大きな問題点だと思うのです。太陽光発電の整地について大規模な整地をされているところもありますけれども、何らかの基準を設けて、しかるべきやり方をしないと、果たしてそれで将来、大丈夫なのかという疑問も出てきますので、ぜひ対策を講じるべしと思うのですが、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。〇乾委員長 誰か答えられますか。

〇田中委員 お答えいただけないのは、責任を認識しておられないということだと思うのです。土を動かすことについては、責任あると、関心があるとおっしゃっているのでしょう。意見がないということは、どんな土であるかという認識を全然感じるつもりがないということではないですか。

○荒県土マネジメント部理事 太陽光の造成についてということで、ほとんど知識がないものですけれども、今、国中委員、田中委員からご指摘がありましたように、土ということでは、県土マネジメント部は、幾らかは関係するかと思います。その辺の事情を宇陀市にもお聞かせいただいて、どこが本当にやるべきなのか、少し調べさせていただきたいと思います。

〇田中委員 そうしたら、太陽光関係の整地をすることについては、県土マネジメント部 は関係なしと考えてよろしいのでしょうか。

○荒県土マネジメント部理事 今も言いましたけれど、わからないので、もう少し調べさせてください。

○田中委員 これ大変問題だと思うのですよ。100平方メートルや200平方メートルだったら、全然関係ないでしょう。言えば、それらは民間でやっていることだという気持ちでおられるかもしれませんけれども、ゴルフ場一つを整地して、太陽光もしようかという社会です、それを、県土マネジメント部が、うちは関係ありませんと、いう形で処理するのは、少なくとも行政上よくないと思いますので、ぜひ結論を出して、対応されるべきだと思います。

ほかのことについてもあるのですけれども、それは後ほど、もう一つさせていただきたいと思います。

○新谷委員 電柱の地中化にかかわるのですが、私の、事務所が大宮にあります。電柱があることによって、交通安全対策が、立てられなく、子どもたちや地域の皆さんが迷惑している。電柱の地中化を進めようと、提案をしているのですけれど、そのことに関して、お答えいただければ、お願いしたいと思います。

それから、私の地元の針ヶ別所地区の国道369号は、過去、道路要望で申し上げたことがあるのですが、上戸賀橋という橋がかかっています。電車のないところは、安全対策を含めて道路改良しかなく、通学路にもなっていますし、幅が2~3メートルしかなく、70年たってるんですが、耐用年数があるから、別のところへ橋をかけかえる、こういうことだったのです。それが事業化しているのか、見通しについての考え方をお願いしておきたいと思います。

その橋は、自動車が対向できません。別のところへ歩道をつける、歩道をつけたら無駄になるのではないかということから始まったのです。だから、毎年要望しているのですが、いまだ実行してないのです。しかし、最近、土木事務所が、現場検証に来て、要望していることに対しましては前向いていると、関係の皆さんに心から感謝申し上げておきたいと思います。

電車が通っていないところは道路しか頼りにならないわけですから、日常生活にも影響 しますので、安全対策も含めて、早く前向いて進むようにお願いしておきたいと思います。 それから、最後に私の住んでいる、山添村広瀬に青蓮寺ダムがあるのですけれど、安全 対策によって、上流にあります笠間川へ土砂対策のダムができました。私の父は15年ほ

対策によって、上流にあります立画川へ上砂対策のタムかできました。私の文はIS年は ど前に亡くなったのですが、その父が、私の家の上の現場へ行って、確認をして県と国と で誰がするかわからないということで今まで来ています。

先日、午前1時ごろ、区長から起こされて、えらいことだ、家が流れてしまうぞという

ところまで、水位があがっていました。家の**隣**に2メートルの道路が滝のようになっているわけです。

このことについても、国との話で、どちらがやるかではなく、土砂ダムの設定など、安全対策として対応してほしいと思います。お答えがあれば返してほしいと思います。

国との調整をしてもらって、早くやらなければ、今の台風21号による災害のように、 家が流れて川へ飛んでしまっているかもわからないです。国とよく相談をしながら、早く 対応してほしい。今回の台風によって大きな影響が出て、私自身が身の危険を感じたぐら いですから、要望を申し上げますと同時に、お答えがあれば返してください。

○加藤県土マネジメント部次長(砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長)広瀬堰堤に 関しまして、お答えさせていただきたいと思います。

広瀬の砂防堰堤につきましては、木津川上流の国の直轄砂防事業で、ずっと昔からやられておりました。その中で、平成22年11月の段階で、近畿地方整備局の事業再評価におきまして、流域全体の有害な土砂の流出は抑制されているという判断がありまして、平成27年度をもって、水系砂防としての事業は終わらそうという話があったと聞いております。ただ、その後、平成28年2月に、平成27年度の事業再評価の段階で、改めて当地域の人口や、重要交通網公共施設を守るための土砂災害対策はまだまだ必要だという話になっておりまして、当面は10年程度で20渓流、中期的には30年程度で70渓流の整備をする計画が、整備局の中で承認されているとお聞きしております。

そのような状況でございますので、今、ご指摘のありました広瀬の堰堤がいつになるかという整備の優先度は、私どもで正確に把握ができておりませんが、国でも優先順位をつけながら、また状況等を考えながら、対応していくというお話もお聞きしているところでございます。県としても、働きかけを行ってまいりたいと思っているとこでございます。 〇大庭道路環境課長 電線地中化の件と月瀬針線の上戸賀橋について、お答えさせていただきます。

まず、無電柱化の件ですけれども、現在の取り組み状況についてご説明させていただきます。

道路無電柱化は、良好な景観形成と観光振興、安全で快適な道路空間の確保、さらに道路防災の向上という3点の観点から、大事な施策だと考えております。県では、昭和61年から取り組んでおりますが、コスト面から、電線管理者との調整に時間を要するなどの課題がございます。

そういう状況の中、県管理の道路ですけれども、進捗状況が、昨年末で15路線で20 キロメートルという状況でございます。今年度、11カ所で事業を行っており、主に観光 振興につながる良好な景観形成という観点から、明日香村と、桜井市の三輪の2カ所で現 在しております。

いずれにしましても、電線地中化の件については、大事なことと思いますので、しっか りと取り組んでいきたいと考えております。

2つ目の県道月瀬針線の上戸賀橋については、通学路に指定されており、中学生が自転車で通行されていますが、幅員が、4.5メートルと狭く、奈良市の通学路安全対策プログラムでも、学校関係者、警察、道路管理者から成る合同点検において、対策を要する箇所として位置づけられております。また、昨年度、当該橋りょうにおいて、改正道路法施行規則に基づく義務化された点検を行ったところ、3判定の早期に措置を講ずべき状態であると診断されたことから、健全な状態にするための措置を実施することになります。

このようなことから、通学路の安全対策と橋りょうの老朽化対策を踏まえ、可能な対策 について検討を進めていきたいと考えております。

○新谷委員 今、おっしゃった方向で前向いて検討してください。ことし予算化ができていないようですけれど、具体的に内部で調整をしてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

〇乾委員長 少し休憩します。

15:58分 休憩

16:06分 再開

〇乾委員長 再開します。

引き続いて、太田委員から。

〇太田委員 まず、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律が成立した ということで、この目的は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的 かつ計画的に推進するとうたわれております。

基本計画等の中に、都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努めると書かれておりますけれども、奈良県で現在この計画についてどのような取り組みが行われているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

〇城垣建設業·契約管理課長 本年3月に施行されました建設工事従事者の安全及び健康 の確保の推進に関する法律の第9条には、都道府県は、国の基本計画を勘案して都道府県 計画を作成するように努めるものとするとなっております。国の基本計画につきましては、本年6月に策定されました。先月20日に近畿府県の会議がございまして、府県計画の策 定に当たりましての留意事項等につきまして説明が行われました。

現在のところ、本県を含めまして近畿各府県とも、策定時期等は未定ではございますが、 奈良労働局や県内の建設業、関係団体との連携が必要ですので、今後意見交換や情報収集 等を行いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○太田委員 策定の時期は未定ということですが、今回国でパブリックコメントが行われまして、その中では、建設職人の処遇改善を行ってほしい、安全衛生経費を他の経費と区別して、内容と金額を明らかにし、これを下請まできちんと支払うようにすべき安全衛生経費の別の計上といった切実な願いが書かれております。こういった計画が反映されることを皆さん望んでおられるのですけれども、県として、何かこの部分はということで、具体化を考えておられることがあればお伺いしたいと思います。

〇城垣建設業・契約管理課長 具体的に県の計画を、どういう内容にするかというのは、 まだ検討の段階でございます。

当然この計画自体は、建設工事従事者の安全、健康の確保に関して策定するものでございます。具体的には安全な建設工事のために、適切な安全衛生経費、いろいろ安全衛生経費がございますけれど、例えば、ヘルメットや安全帯の防護具、墜落防止対策の手すりや安全ネットというものでございますが、そういう経費をきちんと確保していこうと。それを設計の中で見ていこうということでございますので、県も、その計画でどういう形で対応できるかきちんと検討してまいりたいと思います。

○太田委員 奈良県は公契約条例が制定されまして、最低賃金が支払われているかどうか、健康保険やさまざまな保険に加入させるとともに、労災保険に加入していることなどが、公契約を結ぶ上での遵守事項になっています。私はこれができることによって、工務労働で働く皆さんの環境が改善されるとも思っていたのですけれども、この間、先ほども話題に出ましたが、労務単価の引き上げが、下請のところまで反映されているかどうかというのを追認するルールづくりがないということです。例えば、建設職人の安全確保法で建設職人基本法の中で少しでもそれをカバーできるような仕組みが必要ではないかと思っております。

先ほどもお聞きしましたら、時期も中身もこれからということでございますので、また 機会あるごとに、私もこうあるべきではないかという意見も述べていきたいと思います。 ぜひ、計画に労働者の皆さんの思いが反映される中身にしていただきたいと思っております。

次に、先週、代表質問で、アンダーパスの幹線について質問をさせていただきました。 知事の答弁では、今回被害の大きかった箇所から、改善策を講じていきたいと。その他も 順次実施していくつもりだというお話がございましたけれども、具体的にどの場所を、い つから取り組まれるご予定なのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○津風呂道路管理課長 冠水の情報をドライバーに知らせることは、アンダーパスでの水 没事故を防ぐためには非常に重要だと思っております。対策といたしまして、まず9月1 2日の大雨で一番被害の大きかった、近鉄南大阪線、大和高田市駅の高架下について今年 度に対策を完了する予定でございます。具体的には、危険状態の認知性を高めるため、回 転灯を増設するとともに、日常においても、冠水の危険性を理解していただくため、注意 喚起看板の設置、路面や壁面への冠水範囲、あるいは深さの表示を行っていきたいと思っ ております。

水没事故のありましたほかの3カ所につきましても、同様の対策で来年度実施予定でございます。そのほかも順次実施してまいる所存でございます。

○太田委員 今回大和高田市駅のアンダーパスですが、ポンプが作動しなかったということですが、原因もおわかりだということでございますので、当然その対策も講じていただけると認識してよろしいでしょうか。

○津風呂道路管理課長 9月12日の大雨のときには、大和高田市駅の高架下で、ポンプのセンサーに支障が生じたことで、ポンプが作動しなかったということがございました。 そういうことで、ポンプのセンサーに支障が生じても、代替機能が確保できるように、現在1系統しかございませんが、さらに1系統ふやしまして、2系統という形で増設したいと考えております。

○太田委員 あと、注意喚起という点ですけれども、前も委員会の中で取り上げさせていただいたのですけれども、回避することのできる、道路の手前で喚起をしなければ、前に進むか、あるいはそこでとまるしかないという選択肢の中では、なかなか安全上、問題があるのではないかと思うのです。その点について対策を講じられるのかどうかについてもお伺いをしたいと思います。

○津風呂道路管理課長 近鉄大阪線高田駅高架下の北側の情報板だと認識しています。
現地調査しましたところ、場所が、交差する道路よりも南側に入ったところでございま

すので、位置につきましては、どういった形で変更できるのかを再度詳細に検討いたしま して、対策を考えていきたいと考えております。

〇太田委員 本来であれば回避できる道路も、冠水する構造になっておりますので、その 点、ぜひ検討していただきたいと思っております。

最後に、地元のことで申しわけないのですけれども、大和高田市とのまちづくり連携協 定について、現在の進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

〇本村地域デザイン推進課長 県と大和高田市のまちづくり協定でございますけれども、 平成27年7月に4地区を対象として包括協定を締結しているところでございます。この うち大和高田市としましては、老朽化した市役所庁舎の建てかえが喫緊の課題となってい ますシビックコア周辺地区を優先的に進めたいと考えております。昨年度、地域住民の意 見を集める市民ワークショップや、学識経験者、各種団体、関係機関から構成されるまち づくり意見交換会を開催するなど、まちづくり基本構想の策定に取り組んできたところで ございます。今年度8月に、市役所の新庁舎建設地を県の高田総合庁舎の跡地とすること を含めた、新庁舎建設基本構想を取りまとめられまして、その構想を踏まえたまちづくり 基本構想を、ことしの10月19日に策定をしたところでございます。

今後、この基本構想の実現に向けまして取り組む事業の具体的な内容や事業主体、スケジュールなどを定めるまちづくり基本計画を市と検討していくことになります。既に市では、基本構想策定後、速やかに基本計画策定に向けた最初のまちづくり意見交換会を開催するとともに、市民ワークショップを10月と11月に開催をしたところでございます。県としましては、早期にまちづくり基本計画が策定できますよう、今後も引き続き市と協働して取り組んでまいりたいと思っています。

ただいまシビックコア周辺地区について申し上げましたけれども、これ以外の3地区についても、早期に基本構想の検討に入れますよう、県からも市に対して働きかけをしてまいりたいと考えいてます。

○太田委員 市民の意見を反映したり、学識経験者の意見を反映させる仕組みとして、ま ちづくり意見交換会や市民ワークショップというお話がございましたけれども、具体的に ここで議論されたことは、どのような形でその計画に反映される仕組みになっているので しょうか。

○本村地域デザイン推進課長 大和高田市のシビックコア周辺地区で今まで議論してきた ことでございますけれども、ワークショップを、基本構想策定に向けて計3回開催したと 聞いております。ワークショップには、一般公募の市民を含め、一般の方に参加いただい たと。その中で議論されたことは、意見交換会でフィードバックをされております。

まちづくり意見交換会につきましては、行政機関、学識経験者、交通機関や警察といった関係団体が参画しておりまして、そこで、ワークショップで出た話などを踏まえて、いるいろな意見交換をすると。それを踏まえて、市で事務局を務めておりますが、市と県で話し合いをしながら、基本構想をつくったということでございますので、ワークショップを通じて、一般の方々の意見を吸い上げて、それを反映して、意見交換会で議論したものを基本構想に盛り込んだという手順でございます。

○太田委員 シビックコアの庁舎の建てかえの議論が現在進められているということでございますが、市役所といいますと、市民が利用されるところでございますので、一体どういう形で、これから進められていくのかはやはり関心を持たれていると思います。

また、これからだと思うのですけれども、現在オークタウンの建てかえが進められております。ここでも取り壊しの際には、もともと2階部分に広場があって、市民が憩うことのできるスペースが確保されるのか、あるいは近鉄大和高田駅からオークタウンに渡る歩道橋ですけれども、現在は店舗がなくなってしまったので、オークタウン側は、歩いておりなければならないなど、いろいろご不便をかけている状況でございます。ぜひ、いろいろな意見があるかと思いますけれども、市民の方々の意見を吸収する仕組みをつくっていただいて、オープンな形で計画が進められるように求めておきたいと思います。

○田中委員 1点だけでございますのでいいお答えがいただけたらすぐに終わります。先ほど、補正予算を含む予算の概要に、補正予算の部分について賛成させていただいたのですが、特にその中でも河川災害の関連事業ということで、県が100%費用を捻出して、堆積土砂の除去に当たっていただける、感謝申し上げます。

ただ、これは来年度予算にも関係することでございますので、お伺いしておきたいのですけれども、今回の1億5,000万円でどこまでできるのか。具体的な除去をやる事業費として考えさせていただいていいのでしょうか。

〇入口河川課長 補正予算でお願いしておりますのは、予算案の概要2ページの河川災害 関連事業で公共土木施設災害復旧事業を計上させていただいております。今回の雨で土砂 が河川断面の3割以上堆積した河川については、国の補助を活用して除去することを考え ております。

県の単独費でする河川災害関連事業は、要件に当てはまらないところ、例えば、3割閉

塞している区間に隣接しているところで、3割には届かないけれども、一緒に取らないと、一定区間の安全が確保できないところなどを除去することをまずは主眼に置いた予算の要求でございます。したがいまして、計上しております1億5,000万円の予算をお認めいただいたときに、どこに充当するかは、災害復旧の補助で提案させていただいてるところの隣接工区、関連工区にまずは適用することを主眼にした予算要求でございます。

その他の区間につきましては、先ほどの説明にもありましたけれども、通常の河川維持 修繕事業費の中で、平成30年度当初予算でできるだけ計画的に堆積してるところを順次 取っていくための予算を要求させていただきます。この2つを活用して、堆積箇所の対応 を進めてまいりたいと考えているところでございます。

〇田中委員 今年度の当初の維持管理のための堆積土砂の除去にどれだけの予算が組まれていたのでしょうか。

なぜ聞くかというと、以前からお願いしつつも、2年3年と先送りされてきて、なおか つ今回の台風で、草の上に土がたまって、ますます堆積しているところがあります。そう いう部分に対応しようと思ったら、かなりの予算を来年度は要求しないと、先ほどからほ かの委員からもご指摘のあった堆積土砂対策の実が上がらないのではないかと心配します。 ことしの予算はどうだったのか、来年度予算に向けてのどういうお気持ちを持っておられ るのか、その辺のところをお聞かせください。

〇入口河川課長 平成29年度の当初予算における堆積土砂除去のための費用、河川維持 修繕事業費は、9億1,100万円程度をいただいています。ただし、堆積土砂だけでな く、除草や護岸の修繕、そういうものを全て賄う予算としていただいています。

平成30年度予算に向けましては、ご指摘のように、堆積土砂除去を、これまでも委員会等でいろいろご意見をいただいているところでございますので、所用の額として、財政当局と調整を進めておりますけれども、これ以上の予算がつくように、要求をしているところでございます。

- 〇田中委員 9億1,100万円は、護岸が含まれるとおっしゃったので、それを除いた 額は大体どれぐらいですか。
- 〇入口河川課長 堆積土砂除去のための予算は、そのうち約4億2,000万円の計上になっています。
- **〇田中委員** 来年度予算に大いに関係してくると思うのですが、先ほどからご説明いただきましたように、災害のあった箇所に連なる部分の費用として、今、補正予算が組まれた

ということでございますので、従来より、異常にたまってしまったところ、ふだん災害はなかったけれども、堆積土砂がなお上積みされたという部分について対応しようと思えば、かなりの予算要求をしないと、今までが、2年も3年もお願いしてもなかなかやっていただけないという部分の処理は、ますます難しくなるのではないかと思えてならないのです。

来年度予算について、既にヒアリングが始まっているのではないでしょうか。具体的には、この程度のことを考えたい、やりたいというものはありますでしょうか。

〇入口河川課長 これまで堆積土砂で、除去を要望いただきながら、まだ対応できていない区間がございました。

その中でも、今回の21号台風等でさらに積み増されて、結果として、先ほど言いました災害復旧事業等の適用で対応させていただく区間もございます。今回、災害の補助を受けるための土砂量と災害関連の単独事業で要求している土砂量で、どの程度最終的に除去できるかを、予算要求をしながら検討させていただきまして、平成30年度予算をしっかり確保できるように努めたいと考えているところでございます。

○田中委員 具体的に何割か増しで要求しようとしておられるのですか。従来どおり、1 00パーセントで、それ以上はアウトと。パーセント削りなさいという形の予算要求の仕 方の中で、去年と同額で仕方ないですねなどと妥協をしますと、そういう対策はますます 遠のいてしまうと思うのです。2倍増を要求する、3倍増を要求するとか、そのぐらいの 向こう意気を示さないと、総務部は堆積土砂の費用をふやしてあげようという気持ちには 絶対にならない。それで、この地域に住んでいる人たちには、土木事務所の職員や関係す る我々に、不評だけおっしゃられる。現場の職員も、いや、金がないので、できませんと いう受け答えしかしない。皆さんに言ったら、予算どりに協力してくださいという言い方 の答えが返ってくるというのは、私に言わせると、皆さん方が概算要求のときにどれだけ 増額することを求めているのかをはっきりお聞かせいただかないと、応援体制を組めませ ん。災害対策の土砂取りを一生懸命言ってますけれども、道路の改良というか、災害復旧 も同じこと。今回の災害によって復旧するのを、法律的にいえば、年度が限られています。 今回の災害の復旧をいつごろまでに終えようとしておられるのですか。

〇入口河川課長 河川災害復旧費の、補助は、災害発生年度を含めて3カ年度の適用が基本でございます。

今回、堆積土砂に対する予算の確保の、姿勢をしっかり示せと応援していただいている と、受けとめております。頑張って知恵を絞りながら、所要額の確保に努めているところ でございます。ことしは、先ほどから申しますように、補助の災害復旧費、災害関連の補 正で計上しています単独費、平成30年度の当初予算の3本柱で、少しでも多くの予算を 確保しまして、地域の要望に1カ所でも応えれるように努めてまいりたいと考えておりま す。

○田中委員 3年と言わないで2年なり、1年間ででも直すぐらいの意気込みでもって、 どうぞ対応してください。お願いしておきます。

それと、もう一つだけ、実は今回の台風でも、川を越えて、田んぼのところへどんどんと水が流れ込んだ箇所が何カ所かありました。

それはどういうところかといいますと、片方が護岸がきちんとした高い道路、片方が低い川で、道のほうは助かったのですけれども、片方で流れ込んでしまっているというのが何力所かありました。これに対する対策で、現行のシステムからいうと、護岸の一番上まで、過去、半分のところまでしかしていなかったら、改めて改良工事するにしても、同じ高さまでというルールがあるようですけれども、もう少しお考えいただきたいと思うのです。片方が高くて、片方の低いほうへばかり水が行ってしまうという被害は、将来のことを考えますと、何とか方法があるかと思いますので、ぜひお考えいただきたい、工法について改めていただきたいということをお願いして、終わらせていただきます。

〇川口(正)委員 蒸し返すつもりはないのですが、先般、本会議場で知事は、迅速にという表現を使ったことを、皆さん耳にしていただいたと思います。拙速もいかんけれど、やはり物事は迅速でなければならないと思うのです。迅速と拙速とどう違うのかということになるわけだけれど、それは皆さん勉強してください。事実をしっかりと捉える、経過をしっかりと捉えながら、どのように物事をまとめるかということになろうかと思う。

そこで、本会議場でも問題になったと思いますが、生駒市の西松ヶ丘の問題と、そして、きょうも話題になっておりました、三郷町の信貴ヶ丘の問題の両方を真剣に絡めながら考えることも大事なことだと思う。一つは、いろいろ指摘をしてきたにもかかわらず、これがおくれたと。そして、大雨で流出したと。2次災害の問題が出ているということです。三郷町の信貴ヶ丘の問題については、今、対応をしているということ。比較的迅速に対応されたと、私は評価しています。しかし、物事にはいろいろな法規があり、あるいはまた手続があろうと思うのです。

そこで、この対応に対しては、超法規というのもあろうかと。そういうように私は思う。 ただし、超法規というのは、どういうことで認められるかと。これは世論です。だから、 議員にやはり事前にこういった問題はどうすればいいかと、放っておけないと。お互いに困っているのは、悪徳業者の不始末がそもそもの原因になってしまっている。その尻拭いがいろいろ問題になっているわけ。そういう意味で、今、いろいろな経験を積みながら、それをマニュアルにまとめることも大事だ。そういう意味で意見交換というのは、常に大事だと、こういうことを我々はお互いに、いろいろな形で問題の提起をしてきたはずです。馬耳東風だから、いろいろな形でトラブルがいつまでも残る。Aの人の意見は反対だと、Bの人の意見は賛成だと、Cは笑ってるというような、さまざまな姿が出て、皆さんは不安になるわけです。そういうことで、やはりきちんと物事を伝える必要がある。

そこで、少し心配になってきた。というのは、先般、私が、地元で話をしたのですが、 今、危険箇所の調査をしてくれています。これ聞けば、心配、不安が募る。しかし、知ら しめることによって防災の意識を高めなければいけないということだ。けれども、事が起 こった場合には、一体それがどうなるのかという、構えの問題はやはりきちんと、今から つくっておかないと、信貴ヶ丘の問題、また西松ヶ丘の問題というような形で右往左往し なければならないことになるのではないかと私は思うのです。だから、そういう意味で、 真剣に考えられる必要があろうと、思っているわけだ。

そういうことで、ふと思ったわけです。このたびの災害というのは、全県土にまたがりますから、被災件数や、被災の内容は大きい。なぜ激甚災害にならないのかと。激甚災害と、普通という2つしかないのかどうかで、激甚災害があれば、例えば大があって、中があって、小があって、そういうような、対応策も考える必要があるのではないかという思いもするわけです。いずれにしても、尻拭いの展開にかかわって、みんな困っているわけ。これをどうするのかという方向性を立てられる必要があるだろうと思うわけです。いずれにせよ、迅速に物事の処理をしてもらわないと困る。いろいろなケースで、対応がおくれたばかりに、2次災害、3次災害を呼び込んでいるということにつながっているのではないかと思いますので、心してもらいたいと、このように私は思います。

私の今の発言を、どのように受けとめられるか。

〇山田県土マネジメント部長 西松ヶ丘の問題と三郷の問題と川口委員からご指摘がございましたけれど、迅速というか、初動体制というところが非常によくなかったのかと。そういう意味で、知事のほうで、土砂崩落対策検討委員会をつくって、初期に何が悪かったのかを見直すように、取りまとめも指示されています。さきほどの楢井のところでも、国道309号でも同じことを言われましたし、県の縦割り、初動のあり方というのを直すべ

く、やっています。そこの振り返りはしっかりしつつ、次あるときに、もう少しましな対 応ができるように、振り返ってみたいと思います。

〇乾委員長 よろしいですか。

ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてでありますが、本会議で反対討論される場合は、委員長報告 に反対意見を記載しないことになっております。

日本共産党は反対討論されますか。

- **〇太田委員** 反対討論いたします。
- 〇乾委員長 日本維新の会は。
- 〇清水委員 反対討論いたします。
- ○乾委員長 では、議第95号については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、 よろしくお願いします。

次に、委員長報告についてでありますが、正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

そして、先ほど清水委員から、議決を要しない請負契約変更を含めて、その他件数及び 総所要額について、資料提供を、各委員にしていただきますようお願いしておきます。

それでは、これをもって本日の委員会を終わります。